

佐賀県立九州陶磁文化館

研 究 紀 要

第 2 号

1990

佐賀県立九州陶磁文化館

はじめに

このたび佐賀県立九州陶磁文化館は研究紀要第二号を刊行いたしました。

当館は、昭和五十五年に、九州陶磁に関し、その文化遺産の保存と発展に寄与する目的で設立され、以来、特別企画展をはじめ、多面的な活動を行ってきました。また、肥前古窯跡調査など調査・研究活動にも力を尽してまいりました。そして昭和六十一年に、念願の研究紀要第一号を刊行し、調査研究の成果を公にすることができました。

本紀要では二編の論考を掲載いたします。他に数編を予定しておりますが、今回は掲載には至りませんでした。

今後一層充実した紀要にいたしたいと存じますので、皆様方の御叱正、御指導をお願い申し上げます。

平成二年三月

佐賀県立九州陶磁文化館

館長 牟田口

尚

目次

はじめに

伊万里陶商の基礎的研究 (一)

— 武富家文書・記録 (一) —……………前山 博……………一頁

伊万里陶商の基礎的研究 (二)

— 武富家文書・記録 (二) —……………前山 博……………四七頁

伊万里陶商の基礎的研究 (二)

— 武富家文書・記録(二) —

前 山 博

伊万里陶器商人研究の基礎的作業として、前号と同じ武富家の書

状等史料の前回遺漏分を取り上げる。

史料の区分を次のごとくする。

(一) 諸国商人、いわゆる旅商関係分

(二) 有田皿山関係分

(三) 私領(弓野山等) 関係分

四 伊万里商人関係分

諸国商人(旅商)の書状等(史料番号は本研究(一)より通し番号)

No 62 (表)

未十二月十日渡シ 船ばた

手形入

叶屋嘉七 七太郎殿

取替かし

(裏)

従長崎

覚

一金拾四

目し替せ金

右之通儲ニ受取借用仕候、為念一札如件

未十二月十日

伊萬里 (傳印)

武富儀三郎印

叶屋嘉吉殿

これは本紀要第一号の史料No 9を補充するものであり、叶屋嘉吉と加納屋和七は同一人と見られる。叶屋は長崎にて商いをしているが、本来は筑前商人であろう (No 9の掛屋与七は戸屋の商人)。

No 63 (表)

於船入表

半次郎様

急用

武富七太郎殿

(裏)

自伊万里

三月十六日出ス

任幸便一筆啓上仕候、然者爰元御買入焼物代残金四兩三歩、正錢四百四拾一文御座候処、御滞留之内毎々及御相談候得共御申延二預り、御間柄二付其通猶豫難在候処、右金為何御汰沙も無御座出船被成候由、定て御間元々御仕送りニも可相成と奉存候得共、此節幸聞屋勘右衛門様御出船二付奉頼上候条、此紙面着次第無間違御渡被下度奉頼上候、先き此段御懸合旁々以書中早略如此御座候、頓首

三月十六日

武富七太郎

半次郎様

この書状がなぜ今日武富家にあるか、理由は明らかでないが、筑前上ノ浦の脇浦の半次郎に対する焼物代残額の支払督促が内容である。聞屋勘右衛門は芦屋商人と思われる。

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珍重奉存候、然者六次郎様一件書語二絶候趣被仰聞候得共、私義之内く之受者存不申候處、素り貴公様之買入り申、右租物之儀も来年迄者相待共候様二御相談被遊、其代り少シ之損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄二而者、甚氣之毒ニ者奉存上候得共、唯今之商賣少シ之利ヲ得候得共、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右部通之金預不申候様御咄仕候得共、幸八様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向之節者万端御互合七如何と成共成行候故、先以三両貳合之宛者預り置共候様御咄被遊候故、先以三両貳合預り置申候、少々之事に而御座候得共者左様不申上候故、得共御推量被遊可被下候、申上度事者段々御座候得共、愚筆故荒辻申上候、何事及御下向之上御語可申候、先者御見廻旁期後日之時候、

恐惶謹言

五月廿一日

堀畑七太郎

筑前
升屋兵吉様

これもまたなぜか武富家に遺されているが、同家の筑前商人相手の取引の事例として、かつ内容が注目されるので掲げる。

要は、六次郎という者の身上に何か重大な事態が生じ、ために武富家へは債権分の幾分かに当る三両貳合しか返済されない、武富家の異議を本来の買主である升屋兵吉へぶつけているものである。

No 64

No 65

寛

一金三歩一朱 かし 同 貳かい
一同巻貳式朱 同 巻かい
一廿匁三歩 同 金巾巻反
一廿巻匁 同 巻反
一金三歩 古手
一金百八拾巻匁八分 巻フ代
ノ金二ノ巻四三歩三朱 はかふ着
貳百廿三匁巻分
此金貳両三歩三朱
合四兩三歩貳文 ⑤貳百五拾貳文
⑥ノ八百五拾貳文

右之通り御座候

亥十二月二日

田中屋

忠次郎

①様

田中屋忠次郎の名は筑前山鹿の商人として知られる (No 55・No 56、また拙著『伊万里焼流通史の研究』三二一頁参照) 言うところの品物は①の読え依頼により届けられたもので、その代価を示すものと思われる。

No 66 (表)
「肥前伊万里にて
武富七太郎様」

平安大急用書中

原屋
清右衛門

(裏)

四月十二日出 合長島下の関

一筆啓上仕候、暖氣之御二御座候へ共、先以御家内皆々様益御勇健ニ可被遊御座、大悦之御儀奉存候、然者先達而書面さし出し置申候處定而御落手被遊候わんと奉存候、何卒先申上候通注文物之儀無々御面倒様と奉存候得とも急々御積出し可被下候様伏而奉願上候、
②此節者前早御積出しニも相成居申候ハん哉、左候へき大ニ



下関原屋清右衛門の印

仕合奉存候、現赤代金之儀書面申上置候通為替御取組奉願候、萬一出合御積出し相済居不申候ハ、大急便々一刻も早く御積出し奉願上候、先者右御積申上候、以愚札用豆のミ如此二御座候、猶皆々様へも耳様御勧奨奉願上候、恐惶謹言

四月十二日

原屋
清右衛門

武富七太郎様

No 67 「ほり七様」

金五両添

原清

口演

いつもながら万事大ニ御高配ニ相成難有御札難尽筆紙候、得當節陶もの代之内金五両差出申候間御受取可被下候、借宅之節返済陶もの代之内金廿両差送り可申候、荒増小當り致見候所、右之辻二面凡之見合ニ相成候哉と奉存候、尚路便々御仕出し之節仕訳書御達し被下候ハ、不足之儀ハ急ニ差送り可申上候、何角宜奉願上候、早々

No 68

送り状

一 字効 五ノ欠入式丸

一 かし入箱 巻からげ

運賃百五十文
先拂

右者下松富福九萬五郎殿船々差送り申候間御受取可被下候、以上

子正月廿六日

原屋
清右衛門

武富七太郎殿

Na 69 いまり

堀七様
無事急用書

原清

五月十日

従聞

向暮の節、弥御身剛奉珍重候、然者至極御面會之儀御頼申上(中欠)注文一
刻も早便分御送り被下候様奉頼上候

覚

一口金上六通揃 巻組

一反中なら茶 七俵

取合

ト〇位之品 直段様々下直二
御頼申上候

ノ右之通可相成者此便虎一九分二ても御送り被下候様奉頼上候

尚先日買入申候口金揃いもの虎一九分二相届き申候、尚なら新殿行荷物

二先方へ相届可被下候、以上

桃上出来有らハ決候

原屋清右衛門の書状はすでにNa 6・Na 21に掲げたが、まずNa 66は
注文物の至急積み送りの要請である。Na 67は焼物代金の、Na 68は、

正体は分からないが、それらの物の送状である。ここにやはり防州
下松宮福丸為五郎船の名が見られることは注目される(いわゆる防
州船に関しては前出拙著八八〇頁以下で触れている)。Na 69も早便に
よる注文物の送り出しを望んでいるものであるが、前記の宮福丸と
同じような貨積船かと思われる虎一九の名がある。なら新殿とはど
この商人か分からないが、下関の原屋清右衛門が中継ぎ商人の役を
果していることが知られるのである(下関の櫛屋・虎屋なども同様)。

Na 70 (表)

武富七太郎様

注文書在中

通聞
安右衛門

(裏)

三月十五日

従聞

奉下候

注文覚 四十入

一漢へ形入皿
但し様御見合

ノ右之通早速御調被下、茂七船長助船問人之
内、為替取組送可被下候、尤此節買切替

申候間、一刻も早く御送り被下候、尤直段之儀ハ精々御頼可被下候様奉頼上候、

已上

卯三月十五日

虎屋
安右衛門

武富七太郎様



赤間関の虎屋安右衛門の印

No 70はNo 5・No 19と同じ下関の虎屋安右衛門のものであり、内容はごく単純な注文書である。ただし注目すべきことに、注文の平皿が「嘉十焼」とある点、南里嘉十の製作したものは特に「嘉十焼」と称揚されていたと言うが（『肥前陶磁史考』五七三頁）、こうした指名的注文はそのことを証明しているといえる。「茂七船」の性格については繰り返すまでもない。原屋などとともに下関商人は、もっぱらこれらの防州船を雇って荷を運んだと思われるのである。

次のものは伊予松井浦の山本屋覚蔵の書状（金子送状）である（山本屋覚蔵に関しては前掲拙著付録一参照）。利徳丸良助の船に託しての送金である。

No 71 (表)
伊万里
堀堀七太郎様
金子相添
(裏)
三月十一日認

一筆啓上仕候、先以弥御堅勝珍重奉賀候、然者先達而御地江罷越候節段々御世話二相成、其上金子拾毫御借用仕候而奉奉存候、早速此度利徳丸船江相贈り申生間儀二御請取被下度奉願候、尤利徳之儀者又々下拙参上之節御算用可申上候、先ハ用事斗早々如斯二御座候、恐々謹言

三月十一日
山本屋
覚蔵
堀堀七太郎様

No 72 (表)
いまり堀堀二て
武富七太郎様
堀堀
定儀
(裏)
八月 日 出
あしや合

尚く御案内及御聞にも御座候得ども、上方便二而之大不景氣言語同様之事二御座候、貴方之上御申上度候、先達而石松屋治右衛門殿下候得共、此方二相知ら毛不申二付金子相送不申候、紀伊國屋便二一筆啓上仕候、未残番帳數御座候處、先以御家内皆々様益々御堅勝之由奉賀候、次私儀去ル六月十一日堀宅仕居申候、御休意可被下候、然者御借用仕金子之儀も早速指送度奉存候得共可然便無之、時節不景氣二附テハ降人一向無之、大ニ延引仕候、懸人ヲ以成共相考候得共又々家内共相通ミ取込罷居申候、何運近々御次殿被下候間、是ニ指送申候、左様御承引可被下候、私儀も仕舞次第早く罷下り度奉存候、先ハ御報迄以□札如此二御座候、早々以上

八月九日
武富七太郎様
堀堀
定儀

前に（No 16）筑前芦屋塩屋伝四郎の一通を掲げたが、これも同じ芦屋の塩屋定重が送金遅延の事情（不景氣）を并解したものである。

No 73 (表)
伊万里二面
武富七太郎様
金子四拾両相添
掛屋
三郎平
(裏)
あしや合

以懸飛脚ヲ一筆啓上仕候、板敷之節御座候へ共御家内様益御堅勝ニ可被遊御座大悦奉存候、然者當春仲間之者共金子四拾両御取替被下出船仕通申候由、早速御送り可申上と奉存候得共宜敷便り無之甚延引可仕候、此節四拾両送り申上候間御受取可被下候、利足等も相掛り申候ハ、同人共帰リ之上御引合可被申候、先者壽中御見舞旁々如斯御座候、以上

六月十七日

掛屋 三郎平

武富七太郎様

掛屋三郎平は越野姓の菅屋商人（前出拙著第九章参照）。

No 74 (表)
於伊万里廻藩二

茶碗鉢式枚相違

紙屋 治郎吉

(裏)

伊万里迄買錢相違申候

二月廿一日 博多

黒川浅吉殿船令一筆啓上仕候、追日暖氣之節二相成申候得共、先以其御表御家内様御揃益、御安靜ニ可被為遊御座候由珍重之御儀ニ奉存上候、誠ニ以先頃者以□大ニ御世話相成千萬難有仕合ニ奉存上候、此段御高禮奉申上候、然者其節御相談申上□候鉢此節着之御早々先様ハ相見世申候處、御氣之毒千萬御事ニき余リ大ト過候由ニ而頓と氣ニ入不申候ニ付、松浦屋次左衛門殿向御尊家御目録相違返シ申上候ニ付、御迷惑千萬ながら御受取候為下候、右金子之處ハ右松浦屋江何とそ御達被仰付可被為下様御願奉申上候、節角御相談仕□候處何分ニき御返し難申上候得共無禮仕合ニ御座候、委細之儀者松浦屋

様江申入置申候ニ付御承引可被為下候、先者右申上度如斯ニ御座候、以上

二月廿一日

紙屋 治郎吉
弥平

廻藩七太郎様

(裏)

覚

一人形給

式尺卷寸鉢 式枚

代金式両式歩式米

右代金様ニ受取申候

二月十二日

七太郎様

紙屋弥兵衛様

折角の物が注文主の氣に召さず（式尺卷寸鉢はふと過ぎた）、ために送り返したものである。松浦屋次左衛門が仲介しての注文であったので、武富家の送り目録がさし戻され、前払いされていた代金は武富家から松浦屋をへて返戻されねばならなかった。この紙屋治郎吉・弥平（弥兵衛）は博多の陶器商、松浦屋もいずれ博多の商人であつたのであろう。

No 75・No 76 はともに筑前山鹿の商人である。

No 75 (表)
堀ばた七太郎様

啓下馬事用文

山鹿

(表)
七月一日 金式朱添 經子屋久五郎

尚々

幸ニ一筆啓上仕候、先以大勢之^一御座候所、弥々御店內様^二御揃^三座^四之御義ニ^五次ニ私義も無事ニ罷在申候、乍憚御安心思召可被下候、且又るり金書益たい五ツ御世話ニ御座候得共御遣立可被下候、此段共々御願申上候

寛

一るり金書益たい 五ツ

十五

此代金式朱相渡可申候、御世話ニ御座候得共御遣立可被下候

七月一日 堀ばた

七太郎様

經子屋 久五郎

No 76 (表)
イマリ

武富七太郎様 雄下

吉野屋 儀兵衛

(裏)
八月廿日

令筑前山鹿

尚々

一筆啓上仕候、秋冷相成申候處、其御表弥御家内様益々御安康可被遊御座奉大賀候、次ニ愛元家内并私義も當十八日無事帰宅仕候、乍憚御休息思召可被下候、然ハ當夏ハ柳古罷下り如例御世話相成千萬忝奉存上候、儀七事當月末

二者帰宅可仕候、帰り次第罷下り可申候、猶又宜敷願上候、

一金^一上共百四十両差送り申候處御入手奉存上候、此節焼物代内金二回般手元迄送り置申候間御受取可被下候、不足之處ハ儀七より差上可申、何程御座候哉相分り不申、何進内金御座候、猶御札之義儀七下り其節御札可申上候、

先ハ御左右旁如此御座候、恐惶謹言

八月廿一日 吉野屋 儀兵衛

堀端 武富七太郎様

七之助様

御人々御中

前者は、代金式朱を以て瑠璃金書の臺台五箇を注文したもの。後者の吉野屋儀兵衛(倉野姓)は武富家と取引のきわめて大きかった商人である。なおその詳細は同家大福帳の分折に譲るが、彼は伊万里陶商大塚家と共同の「手船」を所有したこともある(拙著八七三頁以下)。この書状では、柳吉が伊万里で仕入れに当り、儀兵衛商人や儀七が、行先は不明だが高い先から帰国(予定)したものであろう。

No 77 (裏)

肥前伊万里 武富七太郎様 雄下無異奏用

従山鹿

(裏)

十一月二日

山鹿世話人中

幸便ニ一筆書上仕候、追々冷氣相増候得ども其御地御家内様御損益々御安康被遊御座奉大賀候、然者次左衛門殿手元近來打續不景氣ニ出合、其末昨年江戸升清殿成行、駿州表多分残掛出来候、當銀主方合かり入之金子拂入皆済ニ離相成り候付、私ども相害被是心配仕、銀主方拂入之所仕方相立、漸々此節濟方ニ相成申候、尤も其御地使物代金借御座候趣志らべ方仕是又算用相立不申而相成り不申、右ニ付次左衛門殿手元得々吟味仕見候所、江戸表合仕切金之所御地拂方之引當ニ仕居候趣、右金子之義者當十月晦日限江戸升清殿合送り出しニ相成り可申苦堅ク引合罷かへり居申候事故、右金子参り次第第二早速同人御地江罷下り、夫々拂方仕苦ニ相決シ申候、萬一江戸仕切金送り方延引ニ相成り候掛ハ不及是非ニ當銀主方合仕入金借御座、右之内ニ而一先御地拂方致させ、其末仕入ニ取掛り可申積リニ決定仕居申候、右ニ付年内仕入出来仕候様御主方相談仕候所、此節金子手廻り兼居候間、何通當月内ニ者○印取集メ仕入ニ罷下り可申積リニ相談相決シ申候、依之、其御地拂方之所高次殿出張之上算用相立られ候間、何卒其節迄之所御待可被下候、此節各々様方合照々金子取立ニ参られ候而も、只今治左衛門殿手元江○印一向ニ廻り合不申、何通同人仕入ニ下り之上拂方一同利道相立算用致させ可申候、左様御承引可被下候、萬事拂方之所者當所世話人江御任せ可被下候、不悉取計可申候、何通年内仕入出来仕候様、御角御世話仕居申候間、各々様御迷惑至今志著らく之所御用掛御頼申上候、右申上度如此ニ御座候、以上

世話人
成屋
久五郎
萬屋
治七
岡田屋
岡田七
吉の屋
深氏南
半兵衛

半兵衛

武富七太郎様

いづく
幸三郎

これはまさしくNo 3・No 7・No 12の萬屋治右衛門書状に対応するものである (No 12の文末に「国元世話人合も書状」のそれに当る。同日付)。

No 53 (慶応元年)・No 54 (同二年)等の武富家棚揚において金千両を超す借入金のある播磨屋勘三郎は越後新潟の商人。すでにNo 23にも一通をあげた。「長崎上米船」とは何か。この船を幸便として注文書を送付したのであるから、越後から長崎へ幕府の天領米を運んだ船あたりであると思われる。

No 78

一筆書上仕候、時分柄甚暑之御ニ御座候所、先以御家内様御損益々御社榮可被成御座珍重ニ奉存候、然者此度長崎上米船幸便有之、則別紙之通注文御頼申上候、右品々成文被入御金町呼ニ被下度、尤右注文之内大川内・一ノ瀬もの使物外方〇〇御世話様御調へ被下度、此段御頼のミ奉申上候、右之品相調ひ候得共即左衛門殿方迄御志らせ可被下候、尤上米船ニ而出帆悉急ニ候間、荷物出来方即左衛門殿方御調合被成下、早々船積ニ相成候様御取計可被下候、且亦代金之儀者荷物引替ニ御受取可被下候、船頭へいさる申〇〇置候間、左様思召可被下候、先ハ此段御頼申上度如此ニ御座候、以上

六月廿二日

播磨屋
勘三郎

焼物屋

七太郎様

参御中

尚手頭府帳紙ニ模様書留メ入日記付被成下候

(あ)

二白申上候、當春御世話被成下候瓶之儀誠ニ品柄阿しく御口不宣、損分ニも

相成候間、近頃御面御様ニハ御座候得共、右代金之内五両金も直引致具候様

御懸合置可被下候、何通明年其御地へ罷出御物語可申上候、先ハ右御頼申上

度早々、以上

六月廿三日

はりまや

勘三郎

七太郎様

No 79

(表)

肥前伊万里

堀端七太郎様

其外、三ツ組井巻と添

堀昌丸

嘉市

(裏)

メ

合備前児嶋

任幸便ニ以手紙啓上仕候、残暑之節先以其御地御家内御普様亦御堅勝被成御座珍重奉存候、次ニ當方無別衆罷在、乍憚御休意思召可被下候、然者御宅ニ而積入申候荷物之内唐島絵三ツ組井段々商内仕候へども皆々破談ニ相成、尤、代呂もの甚以不足候ニ付^か二面ハ無御座候哉と一々相改候處不残下物ニ御座候而大イニ迷惑仕居申候、并ニ唐島へ大切溜十枚入一俵破談申来候ニ付相改申候、内々四枚引武枝御座候、誠ニ貴家様は迄御美林之事故無心置賣捌候、右之仕合ニ付大イニ當惑仕候、尤、其外之荷物ニも別衆無御座候、右之内唐島へ三ツ組井巻と手本差下申候間御一見可被下候、尚追而貴頼之節

委數御断可申上候へども、先右之段御間置可被下候、右用事斗如斯ニ御座候、早々以上

已七月八日

堀昌丸

嘉市

堀端七太郎様

備前国児嶋郡^(かよう)生(倉敷市児島通生か)から発せられた堀昌丸(萬屋か)嘉市のこの書面は、武富家にとり極めてきびしい、同家の信用にかかわる内容を孕んでいる。^(さ)の語意が不明。間・「引」については次に事例をあげる。(武富家様下張文書)。

一同山水^(通)

九三組井

上廿六組

引間三組

卷ノ百六十四匁

この三ツ組井一株の価格を算

出する方法は、上—四十匁・間

—(四十匁×〇・七)・引—

(四〇匁×〇・五)を以てする。

ところが実際の計算では卷ノ百四十四匁にしかない——あきらかに算違いである。また、

一錦手海福割へ

上七

引間卷

王四八寸井

九百〇式匁

この例の計算は誤りなしである。



右之通り御座候と奉存候間宜敷御願申上候、先方様は別格差送り不申候間
宜敷御座候可被下候、阿まり急便二御座候間、荒まし書附申上候

覚

一萬金百拾兩

内

一金三十兩

一同拾貳兩

一同拾貳兩

一同拾貳兩

一同拾貳兩

一同八兩

一同四兩

一同貳拾八兩

金百拾兩之辻

以上

右之通、此度旗前々迄来り候付、右之通割方仕候間、御一覽可被下候、

以上

御連中様

(武藏助助)

亥九月十六日

綿屋幸右衛門はたぶん筑前戸屋の商人である。彼が今回送った金
百拾兩は別紙「覚」上段の合計二百四兩の内金であり、彼が堀七(武
富)をはじめとする九名の伊万里商人から「借用」していたことを

示している。中段の符号は借用額に対する百拾兩の按分(案)で、
堀七は二十六兩余、綿安三十兩、幸七十二兩……となるのである。こ
れをもとに実際の「割方」は九月十六日付「覚」のように行われた
らしい。何故か、和平に対する配分のみが行われていない。

布屋(田辺)忠古は幕末期武富家と取引・貸借のあった新潟商人
である。既にNa 31・Na 52(布忠かし金貳千百拾五兩)などを見た。
これは同時に、改めて下関原屋清右衛門の位置を証拠立てるものと
なっている。すなわち、

Na 83(新印)

「手廻り合利」当状相述

伊万里

武富七太郎殿行

着次第後地へ急便御届可被下候

運らん相済(定田邊)

間の伊万里

運らん三百五十文御座

可被下候

右之通積入申候衆、着勤之御改御請取可被下候、萬一海上之義可為御法候

事

亥九月八日

下の関

原屋清右衛門殿

伊万里

武富七太郎殿

布屋忠古(忠)
田邊
關戸物町

長州
原屋清右衛門
下ノ関

引き続き新潟商人の書状をあげる。

No 84

以手紙一筆啓上仕候、極暑相成候処、先以其御地御家内様御御延御安靜被渡
珍重奉侍候、隨而當方無恙乍憚御休意可被下候、此度伊勢九鬼太郎殿船令、
御注文之品別紙之通様入仕候条、着御改御受取御入候被遊可被下候、去冬中
夕色々御世話様相成千萬難有奉存候、乍末筆 御家内様へ宜敷御禮聲奉願上
候、書外期重便之時候、恐々謹言

六月十五日 植木長右衛門

武富七太郎様
御人々御中

(商紙)

覚

一金五兩

朝たんす

五分

上巻様

外三百文

御仲

三百文

荷作り

一金三分一朱

朱七寸五段重
金蒔繪付 巻組

外

金蒔繪御拜

巻組

同

武收

外二

吸物碗 武品ニて
角屋直太郎殿行

小盆 武十兩

祝意 三組

武品長富番迄
御預り置可被下候

右之通御座候、以上

子六月十五日 植木長右衛門

越後新潟の長植木長右衛門の
書状である。武富家などが「覚」

(別紙)のような書物類を發注していた事実が証明される。これは
輪島の産物であつた。

No 85

一角屋直太郎様行

一二ノ百文

惣朱蒔繪
八寸角大平 武ッ

一五五

令内て

一四ノ六百五十文

青光内朱
蒔繪八寸角平 三ッ

一五五

令内一

一五十四文

黒通盆
蒔繪付 武組

式七

巻組

一金一歩

外朱角丸
七寸重箱
四段巻枚蓋 大小 武組

一角屋直太郎様行

第巻ッ

一四百五十文

巻面

一金武同巻歩武朱

輪轉惣朱
角室武組

卷四三朱ッ、

若松露松竹梅
蒔繪付



越後新潟植木長右衛門の印

一金巻両三歩式朱ト

同角九
式組
板へ

三歩式朱ト

式組
板へ

一金三歩

惣朱角丸

八寸大平

合一巻

押鳥へ 式ツ

合八歩十文

黒通盆

三組

一巻ノ八十文

箱

金物付四ツ

一三百五十文

箱巻ツ代

ノ巻箇

右者式(庫)結合ニ御座候、尊家様御注文之分ハ何成共御引取、龜澤様ニも上

ノ大平御用之由御咄し御座候間、是又御入用文ケ御引取、紅義様ニも上ノ重

箱巻兩位之品御入用之趣御咄し御座候、是又乍御世話御傳言奉希上候、残り

品之儀者御望之仁御座候ハ、何方へなりとも御賣拂可被下候、尤此地御地

急運賃掛り候間、左様ニ御承知可被下候、十月初二者此地出立罷出可申候間、

尊願萬々可申上候

一金式歩式朱ト

木綿

百四十文

式反

一金三歩式朱

式反

巻丈三尺八寸

ノ岩佐様御物巻二入

右之通御座候、已上

西八月一日

植木長右衛門

(印)

武富七太郎様

No. 86

前文御免可被下候、先便ニ金五拾兩也相下し申候、惣仕切之儀延引仕り候段

御用掛可被下候、其内直段も下直之品も有之候得とも御用掛可被下候、惣仕切

一巻貫六百七十目三分七リ

此金式拾兩巻歩式朱也

長崎飛きやく合差下し申候、御入手可被下候、尚追々御荷物沢山ニ御積入可

被下候、已上

子二月十一日

細川

喜十郎(圖)

武富七太郎様

細川喜十郎はこの商人であるか、未詳。もつとも「長崎飛脚よ

り差下」すと言うところから、大坂辺の商人と思われる。ともあれ、

先便に金五拾兩、今便に惣仕切金式拾兩余を届け、以後の荷送りを

頼んでいるのである。

No. 87

(マ)

一筆啓上仕候、其御地益々御勇健ニ可被遊御座御座珍重之御儀奉存候、然者

此度御仕切表過上銀高有之、金式拾兩巻ア式朱并ニ仕切候三冊御下シ申上候

間、着之廻ニ御改御入手可被下候、而又仕切書過日差出し可申上之所大井ニ

延引ニ相成申候段、真平御仁免可被下候、提不相変御荷物沢山御登セ被下度

奉希願上候、先者御断旁ニ早々如此御座候、恐惶謹言

二月十一日

具足屋

半次郎店

たまたま、この具足屋半次郎（店）の一書も、さきの細川喜十郎の金武拾両巻歩武朱と同額である。

武富家の紀州商人との取引関係を証拠立てる例はむしろ少い。同家大福帳にも鍵屋重兵衛ら数人を見るだけである。同家棚揚げ中にも散見。次の証文は稀少価値があるであらう。

No 88

覚

一拾七貫百日 蓋九箱代
但シ五百七拾日金

右之通り儲二借用仕候、勘定之儀者此度下り之節早々御勘定仕被候、為念書

附差上申候、以上

巳ノ月廿八日

紀州
嶋屋常五郎

七太郎様

次のNo 89は、①大坂鴻池庄兵衛店よりの書状であること、②下関の原屋清右衛門が中継ぎして荷が送られていること、③何よりも「右為御登荷物之義、此節御仕法御取調中ニ付、当方ニ於而ハ現銀売を仲買中ニ申出」、④岡田長之助殿御滞坂ニ付、右御人江御請合之處御頼申候ニ付御承知ニ相成、則御印形申受」と記されていることに注目すべきである。④に關しての詳細な事情は前出拙

著の第五章7節三〇四頁以下に譲るが、岡田長之助が荷主代表として「印形」したものが、外ならぬ文久四年二月「肥州御国産陶器荷主中御約定書」すなわち「奉差上置置一札之皮」であったことが分かる。この書状は文久四（元治元）年のものであり、「旧臘大火」は前年十一月二十一日に起った大坂の大火を指しているであらう。

No 89

一筆啓上仕候、追日暖氣強増ニ御座候處、先以其御地御備愈御社榮可被成御

座環重之御義ニ奉存候、次ニ當方無異罷在候矣乍御安被思召可被下候、

然者去ル正月五日御地合下ノ閑原清殿御荷物、同人今早船を以當三月廿二日

相達即刺水揚仕、無異儀御藏納相整申候間、此段御安意思召可被下候、扱右

為御登荷物之義、此節御承知之通御改法御取調中ニ付、當方ニ於而ハ現銀賣

を仲買中ニ申出有之候ニ付、右様ニ而賣方相整可申哉ニ心得居候へ共、夫ニ

而者直段ニ相響候義も有之旁ニ而心配仕居候處、此節御表岡田長之助殿

御滞坂ニ付、右御人江御相談候上御請合之處御頼申候ニ付、御承知ニ相成則

御印形申受、去ル廿六日外御も御同様ニ仕賣方相整、御方之義ハ太妹都合

能賣御申候間、右假賣附書差送り申候、御着御改御入手被成下御様見可被成

下候、且為替も送り與候様被仰聞候へ共、今便者市前後より彼是取紛居附而

ハ、市後落札書跡仕舞ニて取込居差送り不申候、何通後便合見積り為替金差

送り申候間、左様思召可被下候、猶委細之義者無程岡田殿御得届ニ付、其御

御聞取可被下候、先者右之段時候御見舞旁々以書中如左ニ御座候、早々已上

鴻池庄兵衛店

専藏

三月廿九日

助助

岩七

武富七太郎様

尚々御懇情二旧熾大火之御見舞
被下忝奉存候、御座ニ而當方者
餘程隔り有之、先々無異ニ而罷
過申候、乍憚此段御安意思召可
被下候

No 90

尚々此節勘定書差上候而御相談可申上者ニ御座候へ共、☐方勘定ニ而大ニ取紛居候間差
上上申、金貳両文此書ニ御申し被下候、少々かり越も可有之奉存候候へ共、何卒先同
文御かし可被下候、御相談可申上候

覚

一金五百兩 但四包

井書状巻通

右ハ布屋忠吉殿出

右之通到來仕、則為持差遣申候、

巻紙被仰付可被下候、先者送り

仕如斯ニ御座候、以上

七月十二日 叶屋 印

武富七太郎様

No 35 にも見られた肥前杵嶋



肥前大町の飛脚屋叶屋山下
屋十の印



大坂鴻池庄兵衛店の専蔵・
助助・岩七

郡大町の飛脚屋叶屋辰十の送り状である。理金五百兩・書状一通は
前記新潟の布屋忠吉よりのものである。ついでに彼自身も金二両の
借金を依頼している。
以上は七太郎を名宛てとしたもの。以下栄助へ宛てた一群をあげ
る。

No 91

〔表〕肥前伊万里にて
武富栄助様にて

從筑前
山鹿

〔裏〕
要用

三月廿二日 出ス

魚屋與平

閑屋正七様便ニ一筆啓上仕候、先以其御表御家内様益御勇健可被遊御座奉太
悦候、然者其節御尊公様山行之留主ニて、委細之儀書留様江其敷頼置候へハ、
此度正七様便ニ金子五兩文差遣申候、乍憚御請取可被下候、猶又勘定之詰者
私下り之節ニ仕候間、先迄御用指被仰付可被下候、宜敷御聞通被仰付可被下
候、右御断迄早々如此ニ御座候、恐惶謹言

三月廿二日

魚屋
與平

武富栄助様

筑前山鹿魚屋与平の名は弘化三年「陶器組仲間締方極一札之事」
〔拙著六三二頁に引用〕の連名中に見える。「山行」とはすなわち
血山行きである。

Na 92 (武富栄助様)

合土佐
田村屋
幾三郎

以幸便一筆啓仕候、暑氣相催候處、先以其御地御家内様被成御摘益々御勇健被成御渡目出度奉存候、隨而當方私家内無罷在居申候、乍傳左様御休可被下候、然者千萬難有仕合奉存候、復又先通而法文仕候品かし鉢此節御積入被遣候哉如何と相考申候故此度(從御便を以申上候間、右之御左右御聞せ可被下候、尤金子之儀者急ニ大坂廻りを以相聞可申候間、此だん御承知可被下候、若又未荷物積入ニ相成不申候得者此度御積入被下度奉願上候、先者取急々各々用事迄申上度早如此御座候、恐惶謹言

四月十八日

合

合

封金拾両通ル

從越後三様

四月廿四日認出

尚々

以手紙啓上仕候、向疊之節二御座候得共、御家内様益々御壯栄ニ可被遊御凌珍重ニ奉存候、然者早春ハ御地滞留中だん預り御世話様奉存候、搜當年ハ殊之外順風ニ而、御地四月六日出帆いたし、同十五日新かた着仕候、乍傳御意可被下候、其節借用仕候焼物代金拾両早速廻りさし上申候間、其着御落手可被下候、先ハ右等申上度、乍末筆皆々様へよろしく御傳聲可被下候、

四月廿四日

酒井屋
清吉

武富栄助様

酒井屋清吉は越後三条の商人であるが、伊万里滞留中の礼、伊万里四月二日出帆——同十五日新潟着、当年ハ殊之外順風」。焼物代金拾両の送付を記す。

Na 94 (伊万里にて
武富栄助様)

田中屋
忠兵衛
從大坂
六月十二日

尚々本文今夕上リニ付取給証筆文略御免可被成下候



Na 93 (肥前伊万里
武富栄助様)

酒井屋
清吉

土佐田村屋幾三郎の、すなわち伊万里逗留時についての礼、注文の菓子鉢についての督促。注目されるのは、代金を「大坂廻り」で送ると言っている点であらう。



需便一筆啓上仕候、時下大暑の節ニ御座
 候共、御家内様御仕健被成御座歟喜不
 斜御座候、就而ハ御地滞留中毎度御形マ
 二相成候所、其後御訊へも相立失敬勝御
 高免可被成下候、小子も先月廿六日登仕
 候、乍慮外貴重易思召可被下候、尚又當
 地氣配いつもながら夏分横瀬人氣大だれ
 二御座候、下地荷物御地積出し四月中未
 之分積出し式千斗り當月上旬當着致候得
 共、前文之次第故其儘藏入致、孰れ七月末
 八月上旬之比賣方可仕候、當地商用幸イ
 隙之折柄ゆへ東行存立候而今夕の罷上り彼地へ趣申候、尤江戸表格別之滞留
 者致間敷、八月中比ハ出坂可仕心得二御座候、下金も合様書□之分ハ此度迄
 二而大体行届可申候哉、委細ハ合様へ御願遣申候、尚彦兵衛へも阿らまし申
 遣し置候間宜御承知可被下候、別□も近々指通り可申候
 一 大鉢類矢張大下直、貴家様分も前文之振合弥々右品氣配アリ候間、秋口少々
 宛手願□何度にも賣方可仕候
 一 菓子鉢類も下直、④、仕入皿尺口賣遣計、上出来仕入皿尺口貯貯、九寸皿位
 イ、八寸皿位イ
 右ハ兼而御咄も有之候間、御心得にも可相成候間、乍序此段阿らまし申上候、
 且又八寸かわきなし出来かまりにて夏仕入並ニノ間ヲへし勘定位イ御賣方出
 来申候ハ、九寸八寸下物丈三十俵斗も彦兵衛へ申遣し候間、右二相成候ハ
 、同人へ御賣可被下候、先ハ暑中御見舞旁石申入度□如此御座候、乍末筆
 御母公さま始御家内様へも御傳達御願申上候、尚暑も相慕随分御取專一二奉
 存候、頓首

六月十二日
 武富榮助様

田中組
 忠兵衛

前にNo 25・No 28において紹介した田中屋忠兵衛の書状である。筑
 前芦屋商人である彼の書状が大坂より発せられている事情について
 は前掲拙著の第五章二節二四一頁以下を参照して戴きたい。

東行（江戸行）出立の間際に書かれたこの手紙は、「当地氣配い
 つもながら夏分横瀬人氣大だれ」、「（私）荷物御地積出し四月中
 末之分式千（俵）斗り」、「其儘藏入致、孰れ七月末八月上旬比売
 方可仕」などと、市場の状況等を伝えて興味深い。

なお、符牒を以て表した菓如鉢類の値段（仕入値・売値）にも注
 目される。すなわち、

仕入		賣	
（並尺口徑一尺）	仕入	賣	價
上出来 九寸 尺口	皿（三十匁）	皿（三十六匁）	（四十五匁）
八寸	一	皿（二十八匁）	（二十匁）

（武富榮助宛書状）

No 95 「武富榮助様」

貴下

金

幸神丸明日荷仕舞二付、運ちん銀井二式番船一条相模申度所存二御座候成、手頭調旁大混雜當惑仕候、毎々申業候得共、御光來御加勢被成下候儀相叶申間敷、直二對談二面ハ双方之勝手已ニテ困り、何卒御配意御取持被下候得者程有奉存候、此段以書中御相談申上候、草々

廿七日夜



新潟県戸物町布屋忠吉の印

既にNo31において知られる急すなわち布屋（田辺）（金吉）（新潟瀬戸物町）の在伊中のものである（略封）幸神丸はあす荷物を積みおえねばならない。大混雑で困っているの、ご光来いただき加勢を願いたい、ことに仕入れ相手との交渉を取り持つて下されば有り難い——と。

No 96

（前欠）御座珍重之御義奉恐候、小子海陸無恙先月廿四日増宅仕候、乍憚御休意可被下候、誠ニ御地逗留中者無限御厄介相成難有仕合萬厚幸□謝候、然ハ兼而御思借仕候金子之内、此度千貳百圓也差送り申候、着之御御改御請取可被下候、就而ハ式番船幸神丸も追々御地へ廻船可仕奉察候、夫是要吉義差立候積り之處、頃日☆庄内表へ露越申し不能其儀ニ残念之至、依而金子文差送申候、兼而御願申上置候過、残り荷物者申ニ不及、其外手紙生業内山ならちや外尾角鉢御取計御積入被下度奉願上候、當所も焼もるい存外景氣

二御座候、御地も為差直下ケに無之奉察候、扱物るい之義何分江戸横濱廻り品多く、只今賣方見合居申候、生蠶之義も格別義無之、来月迄見合置申候、紙生業二品丈思之外利分二相成申候、尚又半紙是非御積入被下度、尤上品方計よし、下品者不宜、左様御承引可被下候、愛細松幸御相談之上万端よろし九御取計被下度候、乍末筆□様□様おまつ様江もよろし九御龍登之程奉希上候、先者此段以書中御願迄、早卒如此御座候、頓首

五月六日

武富熊助様

布屋三之輔

（印）

追寄中尾山行書状也通御願申上候、乍御座御側人をは御御被下度、先方今迄事取り候間、幸神丸二面御合候ハ、同人合御送り可被下候、吾間御合義候ハ、大町☆大坂長宗次ニし而急便御仕送奉願上候、有様明本大村物引合ニ御座候、難是之御、兼而時味之通他所ニ而仕入不相成趣ニ付、いかゞ相成候、色々欠引も御座候ニ付、右御合状ニ御座候、左様御承引可被下候、蓋以御手紙恐入候得共差并送り申候、五合式百圓文御買置被下度、乍御座御側下之御次ニし御送り可被下候、併シ此品沢山ニ御座候ハ、數程程二面もよろし九候間、其合ニ而御取計被下度、自然式三千（後）後程申候、本義様合ニ而御合候御切被下度、御座御送り被下候様奉願上候、則注文書度切御助方へ達し候、代金之儀御立替被下度奉願上候、注文書松幸迄達し置候、御談事被下度候、毎々御座御願申上候段心外之至奉存候ハ共、よろし九御配意之程奉願上候、以上

布屋忠吉とこの布屋三之輔とは同一人（家）と見なしてよい。No 52 以下の水揚（棚揚）にあっても両者が並ぶことはなく、のみならず両者は同一の印判を用いているのである。

書中では、まず、①安着を知らせ、②伊万里逗留中の厄介を謝したのち、③金千貳百圓の送付、④式番船幸神丸の伊万里廻航の近い

ことなどを知らせる。そして⑤積み残した荷物は言うに及ばず、半紙・生姜・(有田内山の)奈良茶(碗)・(有田外山産の)角鉢を取り計らって送って欲しい。もともと⑥唐物類は江戸・横浜方面からもたらされる品が多く(安政の開港によるか)販売を見合わせている。生蠟も同様。⑦半紙(上品)・生姜は利益がある——と。生姜は近・現代においても、主として作島郡中通村(山内町)犬走の特産物として新潟方面へ、それも伊万里港から船により運ばれた。布屋三之輔書状の追而書の内容も興味がある。(一)大村領渡佐見の中尾山ゆきの書状に対する返事を、間に合えば幸神丸に託し、もし間に合わない場合には大町(前出飛脚屋の叶屋山下辰十)から大坂の「泉宗」へ送ぎにして急送して頂きたい、と言うのである。注目すべきはその有り様、内実であり、来年取引する「大村物」であった。「兼而吟味之通、他所二而仕入不相成趣」とは、何か大村藩の統制策でもあったのだろうか。

(二)徳利(壹升・五合)の買注文——「下の関次(継)」にて。もし沢山二―三千俵ほどにもなるようであれば水瓶(壺)と一緒にして船老艘を借り切って送って貰いたい——と。

No 97

呈寸檜候、通判(力殿)對談いたし候處、二間丈之処、是非出銀無之而不相

濟儀二而き御座候得とも、実々差支候儀有之候由二而武家の方へ罷出相談可仕様被申候故、定而後刻二き右人名所様の方へ沙汰可有之奉存候、惣而き右(関)之儀、唯今荷作りいたし申候間、何卒船手の方御願配被下度是又御願上候、何も致し御打懸御願仕候段思召も如何う奉忍入候得共、参上之末二而萬事御願申上候矣、何分正敷御取計可被下候、いつ達〇方貴面上萬々御礼可申上、文略御高免可被下候、以上

二月十二日

綿屋 安石衛門

布屋 三之助様

これは伊万里の綿安から布屋三之助へ宛てたものである。確実なことは分らないが、武富・綿安・布屋・分(Na 56)らの相互の結びつきが推し量られる。

No 98

一筆書上仕候、暖氣之節二御座候處、先以皆様御願御安座奉珍重候、二二小子儀も今十四日無事帰着仕候、乍價貴意易思召可被下候、扱逗留中きいつもながら御厄害二阿津かり、万端御高配被成下千萬難有仕合二奉存候、就而者此度通帰候飛脚之人上、利金百五拾兩、外二式拾兩也、陶器代之内、都合百七拾兩也差送申候間御改御受取可被下候、將又御家貴君二別紙差出可申書二候得共、何角取紛御無礼仕候、乍價宜御難聲可被下候、生職直段之儀當期三匁七合之由承候、任序御禮申上候、先き御礼旁申上度、取紛以愚礼早々如此御座候、御志母様御内室様皆方へも乍末筆可然御傳達奉願上候、恐惶謹言

四月十四日

原屋
清石衛門

武富熊助様

Na 98はふたたび原屋清右衛門からの送金状である。生蠟の値段を知らせているのは、下関が蠟の北国方面への集散市場であつたことと関係があると思われる。

Na 99・Na 100はともに原屋善吉のものである。

Na 99

尚く御願申上候者入用願はんは御座候得者也了
可被下候、以上

一筆啓上仕候、秋冷之節御座候處、先以御家内様益御機御勇健可被遊御座目出度奉存候、次ニ私義無事相勤申候間乍傳御安心思召可被下候、復又當春者おすえさま御上京之段目出度奉存候、御下り之節御無事御帰宅被遊候与奉察入候、

一御親父栄助様へ宜敷御傳言奉頼上候、先者右御見舞旁以愚札如斯御座候、

恐惶謹言

同八月

原屋
善吉

武富熊助様

Na 100「西肥」

武富熊助様

平安要書

原屋内
善吉

尚く申上候、遠く暮きぎしく相成候間、御母様御用心者一二奉存候、以上

一筆啓上仕候、大暑之節二御座候處、先以御家内様益御機御勇健可被遊御座大悦至極ニ奉存候、次ニ私義無事在候間御安心可被下候、然者春之頃者水々御世話ニ相成申候、此段御札申上候、乍末筆賀場御家内中様江御傳言宜敷御願申上候、先者時向御見舞旁以愚札如斯ニ御座候、恐惶謹言

六月十六日

原屋内
善吉

武富熊助様

以上、Na 62からNa 100まではいわゆる旅商関係の分である。地域的に分類すれば、

筑前——叶屋嘉七、脇浦半次郎、田中屋忠次郎、塩屋定重、掛屋

三郎平、蛭子屋久五郎、古野屋儀兵衛、萬屋治左衛門

(山鹿世話人中)、綿屋幸右衛門、田中屋忠兵衛、魚屋

与平

博多——紙屋治郎古・弥兵衛

下関——原屋清右衛門、虎屋安右衛門、櫛屋庄右衛門

伊予桜井——山本屋覚藏

土佐——田村屋幾三郎

備前児嶋——福昌丸嘉市

新潟——播磨屋勘三郎、龜田屋十藏・栄三郎、布屋忠吉(同三之

助)、酒井屋清吉

紀伊——嶋屋常五郎

大坂——細川喜十郎、鴻池庄兵衛店

(不詳) 具足服半次郎

有田田山關係の書状等

No. 100

一 御絵本皿 (八十) 百四十

一 寶絵小皿 (九十) 百七十三

(南唐) 三十八 式百六十 四百七

右之通差下申候、御請取可被成候、惣して先達面御申上渡通之勘定ニ而今日

ハ昔濟御算用被成御加し可被下候、深々奉願上候、以上

四月朔日 伊三郎

七太郎様

差出人伊三郎の皿類の送り状であり、同時に代金の決済を求めた

ものである。例を御絵本皿にとれば、百四十箇のうち、八十箇は上、

四十箇は間(七懸)、二十箇は引(五懸)で算用したであろう (No

79 参考)

No. 101

一 龍額へ (下也) 請取五ツ

一 山水へ (下也) 請取三十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

一 唐花へ (下也) 請取六十

No 103 「武富七太郎様」

立林峯吉

尊下

昨日ハ詰拂之海草被下番厚樽申上候、乍俾御内方へも御禮御傳登可被成下候、
左御座候而昨日卯平次を以て御相談候金之儀、反用ニ付極々難決之参掛り御
座候、何卒此人ニ而御情被下成度偏ニ奉願上候、先ハ右為可御意早々、
以上

四月朔日

No 104 「武富七太郎様」

立林峯吉

尊下

先日ハ御出浮被下候得共大形之いたり御座候、然者當月も月限ニ相成候得共、
内輪被是と様合も有之候矣、何卒金拾兩今日限り御情被成下度御相談申上
候、至而極々之儀ニ御座候、宜敷かへす、奉願上候、其間申談置候油此
人ニ而被仰付可被下候、惣而診割并式ばん七ツ三ばん十過上ニ御座候故則差
下シ可申候、御請取可被下候、先ハ旁為可御意早々、以上

三月廿九日

No 105 「武富七太郎様」

立林峯吉

御尊下専用

照り得御意候、久々御疎遠ニ經過失敬申上候、然者先日ハ外尾釜揚之儀ニ付
而納銀方御相談差遣候得共、其御元衆中及増運上銀之儀ニ付打寄御吟味中ニ

而、此方へ御出浮被成下儀さへ不相付御振合ニ而、納方之儀も御情被之役御
断被成候申候、然し節句前ニハ少々なり共御借用可被仰付、則節句前たそ差
遣可申候被仰越悉承知仕候哉、幸平兵衛殿御宅御出之よしニ付、何卒金五
兩御取替被下様御相談被成下度願越候得共、昨日迄何たる沙汰も無之候哉、
定メ而空敷罷拂り被申成り推察いたし候得共、為念平兵衛殿及尋問二候所、
折節他行之由ニ而一向有無分明不致、夫故此者懸々差遣申候矣、何卒右金庄
屋元々も折、之催促、又ハ節句看代とても不達御座候間、御情被之程くれ
奉願上候、撰方之儀も夫々相整理申候、御出浮之程奉希上候、以上

三月六日

この立林峯吉は南川原の釜焼であった（『肥前陶磁史考』三五七
頁）。これら三通とも武富七太郎との密接な関係を物語るものであ
るが、とくにNo 103は注目される。概要は次のとおり。

先日、外尾釜の釜揚げにさいし所要の納銀（運上銀）の借用をご
相談申しましたが、そちら（伊万里）の方々も運上銀の増賦対策に
つき協議中のため、こちら（有田）へのお出かけさえ無理な状況と
のことで、右の納銀借用もお断りなさいました。しかしながら（資
銀などの決算が必要な）節句前には少々は貸すから誰か人を遣るよ
うにとの仰せにしたがい、さいわい平兵衛殿がお宅へお出でになる
と聞き、ぜひ金五両の貸与かたを相談して下さるよう依頼致しまし
た。ところが平兵衛殿からは何の音沙汰もなく、いまは他所行きと
かで不在、いっこうにはつきりしませんので、改めてこの者を遣わ

しますから、くれぐれもよろしくお願い致します。庄屋からも納銀を督促してきておりますし、また節句の肴代などにも不自由しています。釜揚げしました焼物の振り分けも済んでおりますので、どうぞお出でをお待ちします。

釜揚げ時の運上納銀に関しては「有田町史」陶業編Ⅰに述べられているが、それすらも従来有田釜焼は伊万里の商人に依存している面があったのである。もちろん伊万里商人としては焼き上った製品を取ることを前提として貸し付けたのである。釜揚げを知らせ、来山を期待するなど、その関係なしには考えられないことに属する。「節句前」に要する金、「節句肴代」の金などの融通は、伊万里の商人と有田の釜焼との間にはごく当り前のことであつた。

No 106

覚

一金拾両〇五匁五

右之分納方有之候処、内金五両丈此者江御借可被下候、以上

九月廿一日

嘉平〇

茂十様

No 107

伊万里

武富茂十様

要用

外尾山

青木嘉平次

向寒冷之處、弥御堅勝之由珍重奉存候、然者先達而申上置候銀談一件二付佐賀表江罷越候處、下拙及成丈奉存、餘程勤心配仕候得共、此節之儀者一圓行届不申候処、就而者俱日仕舞方差支候間、何卒専公様當節之儀者御都合せ被成、何程成共金御恩借被下度與、御相談仕候、猶又先日及申上候納方之儀者五兩丈之処御借被下奉頼上候、定右衛門様及當時之処者指詰り二而御座候間、是又深々及御相談候、以上

九月廿一日

ここにもまた、「納方」に要する金の借用願書がある。青木嘉平次は外尾山の釜焼として名があつた（嘉永六年没。「肥前陶磁史考」五七五頁）。定右衛門については後述。

No 108

覚

三式五

一書物絵

中皿

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

一書物絵

同物

御約束之通此節者御引合被下候、以上

（可）

松藏

卯四月朔日

伊万里

茂十様

十一月廿九日入札

一、三萬七百八拾壹分三分

内三百〇貳分五分 八部引

正三三萬四百七拾八分八分

一、九萬六百拾〇貳分五分

内貳百八拾八分四分五厘

正三九三三貳拾六分八分

合ノ拾貳メ八百〇五分六分

内金壹萬手附

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

同五萬 附三郎行

遺引 残り貳メ四百三拾七厘五厘

九月廿一日 内金三萬 附三郎手附也

残り六百三拾七厘五厘

外二十月十八日 附三郎

美奈大井 附三郎

百三拾八厘六分

右之通相見申候間、諸又御引合見被下、此者江勘定残り被仰付被下度奉御願

申上候

二月廿八日 久太店

①様

右の二通は有田の釜焼ないし商人からの取引勘定書のたぐいと思

われる。「久太店」は久富太兵衛店か。

次に伊十二通、峯藏一通をあげるが、彼らは後出の平太郎（川浪）

を含め、相互に深いつながりを持っていたことが窺われる。

Na 110 「武富衆助様」

伊十

火急要旨

以手紙得貴意候、御高ニ願書用達悉奉存上候、然者御病氣御加減如何ニ而御

座候哉御座申上候、就而ハ中樽並七日八日ニハ火入ニ相成、右釜八番積入可

仕候間、左様思召被下候、右釜焼ニハ直段不仕候共平太郎殿同様直ニ相下シ

(候)
可申候、併シ先日差上置手形通ニシ、右八番當金子五兩丈、反的木代等二付
急場ニ而御恩借被下度、小樽釜六日ニハ揚リ可仕候間、右釜揚ニハ直ニ相下
シ可申候故、此釜當ニ金子五兩、都合金拾兩丈御恩借被下間敷哉、此段乍喜
儀御相談旁々如斯御座候、早く頓首
十一月二日

No.111 「武富栄助様」

要用

伊十

小樽釜積入之分
一金丸上から花へ 丸中 百廿
一から神へ うかい 百十
一銀香から花へ 反中 式百〇五ツ
一から菊□へ 丸小 百廿
一さくら詰へ 丸小 百廿五
一から草へ 吸物わん 百ツ
一薄葉へ 十兩人 百六十
一藟へ中皿 七十
一から花へ 小せん茶 三百斗り

以手紙申上候、然ハ奉告殿合差上候通、釜之儀も書載之通相違無御座候、松
葉代所望之儀も左様被成下度候、何々も私存可仕候間此段奉願上候、何通御
面之上万端可申間、先ハ為存之一筆差上申候、以上
八月十一日

伊十(このころ有田大樽に林伊十なる釜焼が知られる。『肥前陶磁
史考』五七五頁)のNo.110は、①絵薬入手の礼、②中樽八番釜に積入
れ、当七八日ころ火入れ予定、③右釜揚げの品物は平太郎同様、す
ぐに下す。この八番釜(の焼物)当てに五兩の金を、木(燵木)代
など緊急に必要であるので借用願、④六日に予定の小樽釜の釜揚品
もすぐに下しますから、この釜当てにも金五兩を、合せて拾兩の借
用願を内容としている。

No.112 「武富栄様」

内々要用

奉藏

以手紙得貴意候、然き間も不仕候内申上兼候得共、此節中樽釜三番・前釜四
番積入申候處、今朝平太郎様御買入之絵薬、伊十様と咽合之上卷斤買入申候
間代金四兩三歩之直段相立候處、此度き此絵半斤丈二而よろしく御座候素、
右半斤丈御預り置、代銀四兩三歩丈御恩借被下間敷哉、何卒備ニ奉希候、先
ハ乍喜儀御相談旁々如斯御座候、以上
八月十一日

追而申上候、□欄之儀、伊十様存人ニノ被成下候様御願申上候

峯藏も中樽釜三番・前釜四番に積入れするほどの釜焼であるが、これまで武富栄助との取引はなかった。平太郎保有の絵葉を巻斤、代金四兩三歩で買入れたが、実際にはその半分しか要らないので、貴方のほうで残りの絵葉半斤を預って戴いて、金四兩三歩（平太郎へ支払）をお借し下さい——と。前の伊十と親密な間柄であった。

No 113 「イマリ

武富栄助様
急用

佐兵衛

先日者御入来被遊候處、蔵ニ大方千万奉存候、然者當節焼物代ニ當金七兩丈御恩借被成下度、錦もの代ニ當廿兩丈今日御恩借之程、備ニ奉願上候、外ニ古金武両丈此段備ニ御相談申上候、以上

六月廿九日

⑦様

⑧

⑨佐兵衛がどこの釜焼であるかは分からないが、ともかくまず焼物代当てに金七両、さらに錦もの代当てに二十兩、合せて二十七兩の借金、加えて「古金武両」も相談する。

いわゆる古金に関連しては、No 50、53（棚揚）などにも「慶長金や「甲州金」とかが見られた。これらの古金にははたして何に使われたのであろうか。

No 114 「武富栄助様

急要用費下

深海喜三郎

先日者御出浮被下候得共、乍例大形千万ニ奉存候、然者其御御約定申上置候通、今日ニ限反的急場之節御座候間、何卒御相談前之通此者ニて御恩借被下度奉願上候、此段御相談得貴意度如此御座候、以上

霜月廿二日

深海喜三郎はのちの平左衛門（『肥前陶磁史考』五七二頁には前名喜三とある）であろう。

No 115 「武富栄助様

別紙入

富村森三郎

寒冷之期ニ御座候處、愈御安康可被成御座珍重奉存候、然者私能出御相談仕苦ニ御座候得共、十五日



登心道瀬戸口源吾(中樽)の受取証

前二而何分難相連御座候間、乍略儀以愚筆御相談可申上候、訳者反的之儀ニ付其難澁在候間、別紙之通ニ何卒御恩借被下候儀ハ相叶間敷哉深重御相談可申上候、何速貴願上

先ハ御相談迄

富村森三郎は赤絵屋（『肥前陶磁史考』五三三・五九一頁）。

No 116 伊万里

武富栄助様
貴下御直被
仁戸田平藏
柳瀬平左衛門

以手紙致啓上候、先達而き久為一件ニ付御人被下候ニ付、我々取捌、いつ通
与御返答可仕覚悟罷在候處、久富令世話方相断候様申上候ニ付、於我々二而も難落合奉存候へ共、銀葉之義ニ候へハ不得止事破談仕候間、以後之義者御
相對ニ相成候通御知らせ申上候、何事も其内期御面置可申上候へ共、御知ら
せ申上度仕々如所御座候、以上

三月廿九日

「久為一件」、「銀葉」と言うから、何か久富家と武富家との金銀上のもつれを仁戸田平藏・柳瀬平左衛門（大樽の商人。『肥前陶磁史考』五八七頁）が調停に当たっていたものであろう。それが不調に終わったのである。

No 117 至伊万里

武富栄助様

急用御内談貴下

有田
深川森太郎

栄助様 森太郎

益御安康可被成御暮珍重御儀ニ奉存候、然者先達而銀談之節被仰聞、其末愚父罷帰リ候ニ付御咄し之趣申候所、此方ニき金子持合無御座候へ共、利足月老部式宋半ニ而宜敷御座候ハ、脇方よりも銀調仕差上可申候様申談仕置候、乍然右利足之儀思召もいか、奉存候得共、折角御申談ニ付此段御懸合申上候、先ハ此段為可得貴意如是御座候、以上

二月十四日

向々慶長金式ア御送被下悉御厚禮申上候、いつ通其内奉^上以^下方々御禮可申上候

武富栄助の「銀談之筋」（借用）に対する返事である。森太郎はのちの（八代）深川栄左衛門真忠であるが、書中の父七代栄左衛門が存命中であつて、しかも「脇方より銀調仕り差上げ申すべく」と言う。ここにいわゆる「脇方」は何人であつたか。これに答えている文

書が既出No 59およびNo 58であり、鶴丸清右衛門にはか



深川森太郎（栄左衛門）の封書

ならない。ついでに言えば武富家の棚揚史料No 52以下にある「深川」よりの借用も、あるいは同買のものであったかも知れない（竊九氏は有田本幸平の絵巻屋（商人）として見える。「里山代官旧記寛書」）。

No 118 武富家助様

光太郎

急要用

任幸便一筆致啓上候、罷出御相談可申上候處、委細此人江申合申上候、然者此節中樽蓋平太郎殿積合ニ半間積入申候処、近比申上兼候得共、金子少々御恩借被下則敷哉、尤品物並揚之上極上之内差上可申候間、何卒奉頼上候、先ハ此段乍異文御相談旁如此御座候、

五月二日

やはり金子借用の申入れである。彼は（川浪）平太郎の中樽の釜に半間分を積み入れた釜焼であった。品物は釜揚げのうえ、極上のものの内から差し上げる、と言う。彼と平太郎との間柄は、つぎにあげる川浪平太郎の書状からも察せられる。すなわち、

No 119 武富家助様

川浪平太郎

要用貴下

以手紙啓上仕候、然者光太郎家居□數銀之手形其元様江相預ケ被置候処、此節元家主の金子相捌候故、右數銀之手形今日此人江相渡可被下候、左候得ハ手形引替金子受取早速指送候間、左様思召可被下候、
次ニ節句前送り被下候金子三拾兩包之内式兩式ア不足ニ御座候故、式拾七兩式ア之請取

此段御点合可申上候、先ハ如斯御座候

三月五日

(イ)「數銀の手形」とは何か。光太郎へ家を売った人が元の儘住むについて差し入れた數銀証書であらう。光太郎が家を買取取る資金を武富家に仰いだので、その証書は同家に預けられていた。このたび元家主が買戻すので、數銀証書は光太郎から元家主へ返す、と云々。川浪平太郎がこの世話を焼いているのである。(ロ)節句前の送金三十五兩に二兩五合の不足があった。

上幸平の釜焼である川浪平太郎の榮助・熊助へ宛てた書状はなお三通ある。すなわち、

No 120 武富家助様へ

御内要用

從上幸平山
川浪平太郎

以手紙得御座候、然者此地乍自儘昨日差遣候豆リ御開啓被成下候而被遣被下候且リ難有仕合奉存上候、就而ハ繪巻幾切巻斤清天印式斤粉巻巻斤ノ四斤今日此者ニ而御恩借被成下度様深々御頼申上候、先ハ右御相談申上度如斯ニ御

座候、以上

四月廿五日

No 121 「武富熊助様

要用尊下

川浪平太郎

以手紙啓上仕候、薄冷之節御座候処、弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然
者繪葉八斤持セ指通り申候間御改御請取可被下候、就而ハ金四拾兩御恩借可
被下候、委細之儀ハ先達而上繪葉御目ニ懸候品右金を以買入仕候間、左様思
召可被下候、惣而ハ此八斤之繪葉も直段も不定候得共、今日右金急用ニ付爲
質物ニ而御座候故、是非今日右金御恩借可被下候、先ハ御出之上御相談可申
上候

No 122 「武富熊助様

貴下

川浪平太郎

以手紙啓上仕候、然者先達而御相談申上候金子五拾兩包、封印切相改申候処
五拾貳兩御座候故、先以御点合可申上候、惣而者間合金も相附不申候故、
何方江相預テ五拾兩取替付申候故、何卒今日金子五拾兩御借被成下候半ハ、
明日早速取戻し直ニ持せ指上可申候間、何卒御相談通御聞届、今日
此者ニ御恩借可被下候様奉願上候、先ハ早く如此ニ御座候

正月廿八日

まず、No. は繪葉の貸与申し入れである。「飛切」・「清天印」およ
び粉葉、合せて四斤であった。価格差までは分らない。

No 121は、逆に自己保有の繪葉八斤を質物にして急用の四十兩借用
を申し入れたものである。値段不定とは言うが、四十兩で買った上
繪葉八斤は、一斤につき五兩である。

No 122 「武富熊助様

尊下急用

毛利常吉

愈御安康被^道成御座珍重之御儀ニ奉存候、就而者先達而罷出、大キニ預御世話、
番御厚札申上候、扱其間ニ御噂仕置釜揚げ方仕候處節角相待罷在候、夫故懸々
忝人差立申候故、甚申上様候得共、金貳拾五兩丈反的差支候故、何卒此者江
御恩借被下候、伏而御相談申上候、先者右之段よろしく御依頼申上候、以愚
筆早く如斯御座候

毛利常吉は有田中ノ原町の商人。やはり支配下においていたと思
われる釜の釜揚げにともない、当面必要とする金の融通を頼んでい
るもの。

No 124 「熊助様

専用

松助

一筆啓上仕候、然ハ昨日此者差遣候処、今日此地御越之由被仰聞候得とも、今日兩天其儀無覺、自身罷越候而對談ニ而得テ談合可仕奉存候得とも、釜至而□敷、又、此者を以御相談申上候、就而ハ年明〆借受之金都合拾老兩ト續奉、合金拾四兩卷了式朱ヲ相成候処、昨日拾九兩余ヲ被仰聞候由、惣而ハ年越御恩借金五兩之處御立被下候哉ヲ推察仕候処、右金之處ハ發端其儀被仰聞候由、右金之處ハ此節相立候而ハ釜難行届、且旧年分引合如何相成候哉、對談ニ而成形相附可申儀常助殿ニ而申遣候処、其段御聞入被下候由、常助ニも被申候処何分ニも行届要難在候条、何卒御相談通今日御借可被下奉願上候、御委細對談之上万々可申遣候、以上

二月十六日

No. 125 燒助様
急專用

松助
常助

一筆啓上仕候、然ハ釜急〆ニ相成候処、常助殿罷越可被申之處、一昨夜婚禮ニ付此者を以御相談申上候、就而ハ木代其外急〆火急之儀御座候条、常助御相談通見渡金貳拾五兩之辻、何卒今日此者ニ而御借可被下奉願上候、委細申合遣候条宜敷御聞取可被下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

二月七日

追書度々此者御世屆下其筆悉御申上候、以上

有田の釜焼には違いない松助・常助の、ともに借用金の申し入れであるが、No. 124のはうにはどうにも文章を把え難いところがある。

No. 126 「武富頼助様
玉机下御直披

八兵衛拜

以手紙可得御意候、御尊家様御清栄被連御座珠重之御儀奉賀候、然者先日引合焼物代百廿卷メ三百目余リ相成申候處、當節旬仕舞方用ニ付、金百四拾面丈御借被下度御相談申上候、且又今夜火入釜巻間積込申候処、左様御承引可被下候、此段御相談迄早卒御座候、已上

四月廿八日

さきごろ引合ひの焼物は百廿卷貫三百目余に當つた。このたび節句算用に必要なから、ひとまず金百四十兩だけ支払つて欲しい。なお今夜火入れを行った釜に巻間分を積み入れております、と。

No. 127

覚

一金拾兩四合七勺卷五

右之通儀三部殿納方、何卒此人ニ而御借可被下候、以上

九月廿一日

定右衛門

茂十様

定右衛門は外尾山の釜焼。じつは後に紹介する天保十年以降を記した武富家の大福帳にも彼の名は頻出し、同家からの資金供与の状況が知られる。いま、少しばかり例示すれば、

(天保十二)

六月十日	金三兩	一季月分銀六兩
九月十二日	金五兩	二季月分銀二兩二錢

六四 (一) 利三合

(天保十四)

七月 八日 * 十三兩・板二俵

九月十一日
五 六
二

九月十一日	五回	第二會
九月十二日	五回	
九月十三日	五回	
九月十四日	五回	
九月十五日	五回	
九月十六日	五回	
九月十七日	五回	
九月十八日	五回	
九月十九日	五回	
九月二十日	五回	
九月二十一日	五回	
九月二十二日	五回	
九月二十三日	五回	
九月二十四日	五回	
九月二十五日	五回	
九月二十六日	五回	
九月二十七日	五回	
九月二十八日	五回	
九月二十九日	五回	
九月三十日	五回	

十月六日 • 三兩

學下專用

七日曾也。曰：「炎土炎宮，舉心危懼，其支下，千萬壽，舉而二金先求目費之。」

二移合申候、龜屋之方ハ相繫リ候相見不申、氣之毒ニ奉存上候、就而ハ兩人

工部局與北支那印務局之合作，已於前年，六月

七月十日

Ne 13 武富栄助 費様下

板村定右衛門

あるように、焼物現物による決済が行われていたことは明らかである。定右衛門は儀三郎・伊右衛門ならびに嘉平次（No.107）ら、さらにNo.130の茂助他老人も含めて、同じ外尾登の釜焼よりかなり有力な存在であったらしいことが窺われる。このことは以下の書状からも垣あけるであろう。

No. 128
「武富栄助様」

松村定右衛門

昨日御相談仕候金子、偕と給葉同様なから御恩僧之程奉希候、就而者當月亡
母三回忌之□相當候間、能物差上申候衆御笑納可被下候、やうく如斯二御座
候、已上

四月廿六日

No. 129
武富榮助様

松村定右衛門

四月廿五日

この定右衛門は松村姓のひとつである。外尾を含む新村に田畑十数町歩を所有していた地主であり（『西有田町史』下巻二〇八頁）、

有田郷大庄屋でもあった（『肥前陶磁史考』七二〇頁による）松村丈右衛門（明治九年の陶業盟約時外尾釜の登支配人）と同一人と推定される。前記の大福帳には、多くは定右衛門、ときに丈右衛門と書かれている。

No.131 「武富七太郎様

深川栄蔵
座中

任幸便一筆啓上仕候、就き近來申上衆候得共、例年之通昨日の花見相初メ申候間、御花何程成共被仰付被下度、
此段奉願上候、以上
三月廿九日

No.132 「至伊万里様端

中傳
傳古
家内中
要用

以手紙一筆啓上仕候、先以御家内様並御機嫌被遊御座候取重之御儀二事存上候、随而今日川祭り相儀候間、申上衆上得共、右川祭酒代と、此者江御仰付可被下



川祭り酒代の寄附を頼んだ（中傳伝吉家内中）

候、何卒此儀宜敷御聞入被下候様、偏二奉希上候、謹言

四月三日

「花見」や「川祭り」の花（祝儀）・酒代を請うたものである。

No.133 「堀七様

急要用其外
深平拜

歳早月朔二相成候、御多用事候、然者夜前御出浮二相成申候由、御見舞与存候得共、今日迄蓋様被是二不得寸暇、貴君御手邊二相成候半者臥度御出浮被下度奉待候、此段取給得貴意度早々、已上
十二月廿五日

No.134 「堀七君

急要用其外
深平

歳早月朔二相成候、御繁多事遠候、然者蓋様之儀廿七日廿八日二ハ武軒丈相整可申候得共、残り老間半ハ年内二ハ揚方不行届、何明春早々之事与愚察仕候、就而ハ當節季仕舞方手支罷在候、七拾金丈何卒御機嫌合御儀被下度御相談申上候、此節ハ貴君様分極具粗物大湯呑御座候間金高も大分相増候与奉存候条、右御相談之程幾重にも奉希上候、提亦武間ハ揚方二相成候故、御手邊御座候半ハ御登り之程奉待上候、此段取給得貴意度早々、是愚察候、以上
十二月廿三日

右の二通の差出人は泉山の深海平左衛門であるが、堀七「君」などと呼んでいるから、おそらく明治時代に入ってからのもものと推定

される（平左衛門は明治四年没）。次のNo.135も同じく深海平左衛門の書状と推測される（筆跡も類似）。

No.135

追日寒氣相催候処、弥御安泰珍重奉賀壽候、就而者先達而ハ為御見舞結請之御菓子銘々ニ被仰附悉不淺御厚禮可申上候、扱泉登之義も撰方相整、御登山之程奉待上候条、間安君も御申談被下、今明日より御登山被下度奉希候、扱亦申上兼候得共、供日離ニて小遣等も手支居候間、今日此者ニて武拾金丈御縫合御借被下候義ハ相叶間敷哉、此段御相談、御案内旁如此ニ御座候、已上

十月四日

No.136「久富倉助様 貴下要用

武熊

以手紙一筆啓上仕候、就而者昨冬少く調達いたし候金子、何卒此人江御恩借之程、^{（マツ）}節ニ奉願候、尚々申上候、御入用共御座候ハ又々御調達可仕候、此節之一應御決算可被下候、已上

右は、武富熊助から有田中ノ原の久富倉助（のち龍岡と改名、『肥前陶磁史考』六八二頁。新村・曲川村などの地主。『西有田町史』下巻二〇八・四三七頁）へ宛てた貸金返済の申し入れである。

私領山関係の書状等

No.137

「武富七太郎様 御内茂十様

黒尾丸浅次郎

極暑之節ニ御座候得共、弥御堅勝可被成御渡珍重ニ奉存候、然者漸釜をも焚仕廻届申候条、明廿六日為御受取御越可被下候、惣而者是迄数十日延引ニ相成候ニ付而内證被是り差支居、殊ニ當月廿日者私領方運上仕切納定日ニ而有之、納方不相便^カ前ハ釜をも撰方仕候様無之通り、下代引越相詰居申候、右ニ付而ハ非常之調達ニ而ハ此節者正金領之納方不仕而不相叶、其上来月二日之登り次第火入吟味ニ相成、右ニ付而ハ木代其外反的差支、右旁之次第第二御座候条、明日御越之節ハ金子拾両丈御持參被下御借可被下候、右丈無之而難決無此上参り懸り御座候条無間違様奉願上候、誠ニ至而申兼儀候得共、前件之行懸御提察成被下程能奉願上候、不詳ながら寛江御相談として如斯御座候、以上

六月廿五日

浅次郎

七太郎様

茂十様

No.138

「武富七太郎様 御内茂十様

黒尾丸浅次郎

封 要用

口上

茂十様ニ被成御入奉候得共乍例大形之至ニ奉存候、然者其間茂十様江御尊
申上候金子、近來難申上儀御座候得共、焼出過上之外ニ拾兩御當借被下度御
相談申上候、先日御出之御ニ者過上金迄ニ拾兩之江御借被下候半ハとふなり
ニ而相渡、此節之釜ハ焼方可仕与奉存居、松木榮其外之借用向ニも色ハ申談
見候得共、時分柄ニ付而ハ現金之以調物不仕而、此節之釜ニ間ニ合不申候間、
何分ニ茂前断之通り都合拾式兩丈之江御借渡可被下候、誠ニ色ハニ而借用相重
居候ニ付而者甚難申上儀重々畏入居候得共、実様内設差疑居筋有之候条、此
節之儀御助分与被思召、拾式兩之江無間違御借渡可被下候、右不被相叶ニ付
而者不得止事持^通内之釜合差明^通ケ候外無御座候、惣而ハ双方之益ニ不相成奉存
候条、其旦^通り御取被下、前断之通り埒明^通キ候様與^通御願仕候、誠ニ心奉以
ニ者何角相儀候儀ニ而無之候得共、実^通の用之筋ニ差^通賣^通り居候条、何卒無間
違様深重奉願上候、此段御相談仕度已、乍不^通時^通以愚札早々如此御座候、已上

五月十五日

浅次郎

七太郎様

茂十様

No.139 「武藏七太郎様
費下専用」

黒尾九浅次郎

卯月廿七日

金七両度置 先勝十

惣与以老人致啓上候、然者此節焼物代之内、金老両丈立拂ニして、残り焼出

目安前此者江御引合御借可被下候、此節之儀反的之差支申候条、右無間違様
與^通御願仕候

一 當奉^通此方銘々之聯合ニ付而釜火入延々ニ相成、夫ニ付脇方之釜焼ども餘慶

二 焼物仕立被有、依之當月廿九日火入にして登り次第間釜相談ニ相成、無様
仲間支ニ付而我儘之至申事^通り候様無御座、不測ニ付何分持^通焼方不相整得氣
之毒之行懸^通り御座候、尤仕屋^通次第二卷間なり卷間半なり焼方可仕哉、又ハ
節句後ニ持内不残焼方可仕哉、何と申貴公様思召次第ニ可仕候条、否此者江
御志らせ可被下候

一 右間釜焼整候様ニ被思召候半者先老間ニ極メ、金七両丈別段間釜登り當ニて
御借可被下候、左無之ニ付而者此之苦レニ而明後廿九日火入相加^通り候儀何
分所存ニ不任候条宜敷御願仕候、前断間釜之日合兩日位イニ差賣^通り居候得者、
今日銀間ニ合不申ニ付而ハ、右老間ニ而も焼方仕候而も差上候様無之候条、
思召次第何通^通宜敷御相仕候、猶又文通^通二而者不^通時^通、委細ハ此者^通御間取可
被下候、以上

四月廿六日

黒尾九浅次郎はれつき、ハ釜焼である。ただし武蔵私領のどの
山の釜焼であるか判然としない。

まずNo.139においては、④釜焚き仕舞い、明日受取りにお越し下さ
い。⑤それについて、内設差し支え、ことに当二十日は私領方の運
上納期限でしたが、未納のうちは釜揚げも許さない、と私領役人
(下代)が来て申しております。そのうえ来月二日の火入れも予定
されており、爐木などの手当にも困っています。⑥あすお越しの節

は是非とも金十兩をご持参、お貸し下さいませよう、と駄頼しているのである。管見ながら、武雄領の山には「掛下代」が配されている（簡江藩の慶応元年再興碑に掛下代横口儀平の名を刻む）。

No.139においては「焼上過上」が注目される。有田風山などにおいては（本藩領）積み越し（分）は処罰の対象とされていたが、私領山においては違っていたのであろうか。ともあれ過上分の二兩を加えて十二兩の拝借を頼んでいるのであり、もし所有する釜を明ける（積入れ不能）ような事態が生じては互いに不利益となる。と言う。No.139の書面の内容は二つに分かれるであろう。ひとつは要するに、この節の焼物の代金を、金一兩の立払（？）を差し引いて支払って買いたい、と言うのである。ふたつは、余計に製作した焼物を焼く間釜の火入れに加わる件である。「貴公様思召次第」と言うところなどは、武富家と並並ならぬ間柄にあったことを示すものであるが、結局、言わんとするところは、差し追った間釜には加わらざるを得ず、それについては間釜の製品当てに別に金七兩を貸して戴きたいのである。間釜は間サ釜である。正規の火入れの中間を利用して焼くことを言うのであろう。「有田町史」陶業編I三五頁に「間サ仕事」（内職）とある。また前掲拙著五四六頁所引の史料にも「間サ釜」の語が見える。

No.140 「松尾徳次郎様

武富茂十様 忌專用

上達儀二部

掛長殿焼便ニ御得御意候、弥御無儀之段奉賀候、然ハ慶元一件本ノ役所へ相成候来、高橋代官へ申付ニ相成、段々御用相懸り候所、淺次郎官人差出候由ニハ候得共、徳兵衛并ニ武助、役之者迄罷出候様達シニ相成、節角御用半ハ二面、而又私々も當所本小路役所、扱又高橋代官所へ毎々催促仕儀在候、右ハ此方様成止候御義父様方へ委細申曉し御承知にて御座候、右ニ付而ハ一々酒肴等致し召置候得共、猶又急侍相頼可申ニ付、左ニ書載之焼物伊三郎長太郎間ニノ参人早天立立掃りニノ早速持参差込可被下候、何レ催促致シ候ニハ諸違物なくてハ頼方致業申候

一頭役 武雄文左衛門

一頭役 木村利兵衛

一大目付 久間謙藏

一代官 大隈伊右衛門

外ニ高橋船頭町弥助

右之人数へ鉢并類兎角揃太牛品宜敷御座候、尤手頭残しはした物にて宜敷候、何レ立掃りニノ持参可被成候、御義父方ニハ在掃りニハ又々此方御立寄之約定致置候、其節違物之沙汰ハ仕儀ニ御座候、左様御承知可被下候、以上

三月九日

儀三部

徳次郎様

茂十様

尚々使イ私宅へ立寄らせ可被下候

上藏儀三郎が、どこの誰であるか、分からず、浅次郎ならびに「役之者」徳兵衛・武助らについても同様。また「愛元一件」ははたして如何なる事件であつたものか。結局、(武雄領)高橋代官所における一件の裁決を有利に導くため、酒肴などのほかに焼物をそれぞれに贈らうと図っているのである。品物は手頭(見本)の残りやはした(端)物でよく、とにかく大形の鉢・井のたぐいを、と言うのは面白い。

No. 141 「到伊萬里地邊田
武富七太郎様

別面急用要

弓野山
惣十

昨日者罷出預御世話奉存候、就而ハ其御相談仕候松尾三郎左衛門取替筋、仰之通右人江申談仕候處、幸之儀ニ存候申候得共、御存之通長留之末、元來不測之上ニ候得者、四兩ニ而者何分焼立難相叶候様有之候間、御都合も有御座候得共、五兩丈之處御取替可被下候、此節ハ私急度請合相續差上可申候間、此者江無間違御取替可被下候、深々御願申上候、以上

六月八日

弓野山惣十の書状であるが、実は松尾三郎左衛門の借用についてである。

前に (No. 44、49) 満岡啓助の書状を掲げたが、なお彼の書状が九

通残っている。

まず、No. 44・45の弓野山武兵衛にかかわるものとしては、

No. 142 「至堀端二
武富七太郎様

急内用

從弓野山

満岡啓助

從弓野山致啓上候、亦御整頓被成御座珍重奉存候、然者同所武兵衛儀此節も又々不審ニ而大難決之候様ニ相見へ、然手御取合等ニ成候而も格別埒明候儀も有之間敷候間、持差老軒先格之通金拾兩ニ而御請取被成、物前老両成好込ニ、手形之儀ハ元之通取ノ通シ可申、惣而差前金三兩宛御取替被下候半ハ不相替焼物通シ被申候様取換見可申、否相知不申候而者取扱も難致ニ付、否御返事利古處迄御手形被下候半ハ、一兩日中二者又々同所罷越候用可有之候ニ付、幸吉殿荷下シ之者へ御手形可被下候、此段為御尋如是御座候、以上

四月十一日

No. 143

以手格得御意候、然者昨日達請談候武兵衛殿借用筋、差詰指合候得共何分一金之調義も出来立不申候出被申間候ニ付、御示談申上置候通拾兩之手形差通候間御請取被下、金三兩氏老儀御渡可被下候、差之儀も来日廿一日より火入ニ相成候ニ付無間違御貸し可被下候、此段為御相談如此御座候、以上

四月十七日

武富七太郎様

満岡啓助

№44 「七太郎様

茂十様

啓助

以手落得御意候、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然ハ昨日弓野罷越候處、武兵衛釜之儀ハ相談通難被成趣御手落ニ而御懸合被成候趣、右ニ付利吉へ相談候處、申聞候者、金五兩ニ御負被下候半ハ釜揚毎ニ金貳歩宛拂方可仕趣、惣而右釜焼物遣し可申ニ付前取替拾両御貸被下候半ハ釜揚之節金貳歩引落シ、御取合被下候道ハ有御座聞敷故被及相談候、章兵衛ニ者代官定役ニ被仰付候趣ニ而持釜老朽之儀ハ人預ケ候趣ニ而御座候、武兵衛ニも差詰咽合咽合候處、相談通り之上之儀ハ致得不申趣申聞候、釜焼候後ハ新釜を世話無ニ焼候趣申聞候ハ、兄弟三人くこり候而安目ニ而買入候工ミヲ相心得、以之外心底悪敷もの共ニ御座候、得御勤并可被成候

一私ニも追々火入相整相整候積ニ而焼物之儀ハ大低出立居候得共、新山同然ニ而大物入仕、傳某代等取立候節も同ニ合不申差支勝ニ有之、就而ハ御無沙汰之節も有之候得ハ御相談も申上兼候得共、灰老駄ヲ先達而虎之助ハ金老歩ニ而御預ケ仕置候傳某御貸被下候半ハ御座ニ火入相整申候、拂方之儀ハ口反ならちや又ハ志ゆんかん共ニ而拂方可仕、若又御注文之品も御座候半ハ手頭御達し可被下候、先以此段旁為御相談如此御座候、以上

十一月四日

№42は、武兵衛の持釜老朽(間)を当てに金拾両を貸し付けて欲しい(物前に老朽すつ返済)。また釜前に金三兩すつ借用したい(焼物と引き替え)と言うものである。たぶんこれを受けてつぎの№43は発せられたものであろう。「拾両之手形」などある点が符

合する(灰老駄が新規に加えられた)。

№44はこれらより前に位置づけられているかと思えるが、武兵衛の「相談」とはすなわち利吉の、古い借金を五兩にまけてくれれば釜揚げごとに二歩すつ返済しよう。またその焼物を提供する約束で拾両を前貸しして貰えれば、釜揚げのおり二歩引落し(焼物代から二歩控除)で取引きする、というものであった。

前の№44とこれら新たな書状とがどう噛み合うのか、うまく説明し難いが、ともかく事態が紛糾していることは十分察しがつくであろう。武兵衛・利吉・章兵衛は三人兄弟であり、「心底悪しきものども」であったのか。

ところで、すでに№47において判っていたことであるが、満岡啓助じしん釜焼であることが改めて確認できた。「傳某」とはそもそも何であらうか。

次はおなじ満岡啓助の書状二通であるが、これらは弓野山忠次郎に関するものである。

№45 「(表) 星伊万里

武富七太郎様

急要用

(裏)

老番

從弓野山
満岡啓助

從弓野山致啓上候、然者忠次郎取合之儀段々差詰咽合候處、數十年來之取合

向之儀ニ有之候得共焼物之儀も差違度候得共、多喜太殿へ段々取替銭相重り過分之借銀ニ付而者、何通同人江駕相談不致候而否之返答難致候得共、凡金拾貳三兩無之而者同人江之拂方、猶又元手用、右太無之而者焼幣難相成ニ付、七兩取替ニ、外ニ金五兩金、金式歩短之拂入ニ、都合拾貳兩御取替被下候半ハ多喜太殿借銀をも成形相付見可申由、乍然當時多喜太殿ニ武雄合拾人斗女男大客ニ而何之唱合をも可致様無之ニ付、客人掃り有之候半ハ早々唱合、何通之通被申候儀、擬令六ヶ敷被申候而も押而致相談、實而焼物共遣シ候通不致候而ハ、當時古方拂等中々出来立不申候趣、尤其内景氣ニも相成候半ハ少く宛も蓋々共ニ而拂込候通可仕、先夫迄之儀者前断之通ニ取合被下候様被相談候、當時之半、詰催促等いたし候而も忠次郎難決いたし候迄ニ而銀調之道相見へ不申候間、篤々御勘弁可被成候、尚又私ども多喜太殿へ唱合具候様被相頼候ニ付、同人留連出候處大取込ニ而何之唱合可仕様無之、四五日之儀者御待可被下候、以上

四月廿九日

No.166

(表) 武富七太殿様

別而急用封印印

満岡啓助

式番

七太殿様

啓助

從吉田山致啓上候、霖雨之御御一家様弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然者去ル廿九日弓野山忠次郎取合之儀御令之通及取合ニ候處、申答候者、双方親々代々之得意ニ候得共、尚又水米不相替致賣買度候得共、近年陶器不景氣之上、兩家之筋忠次郎老人之身ニ相懸り、年々月々焼込ニ相成、竊早機難取替極

難之行懸り二面、去暮之儀合必止と差支候趣より、初釜焼物之儀も火入不行届所令、多喜太殿へ地行之借銀も有之候得共、重疊相連半借入を以て釜焼立候故、焼物之儀者同人へ相預置候處、先達而四人連御取合之人々被相頼候ニ付、多喜太殿へ申談、焼物下し方いたし候處違約ニ相成、尤自身罷下り候半相渡し可申越ニ候得共、折角痛儀二而打臥罷在、快氣迄申候而者家内を給メ繪書細工とも及命處、又多喜太殿へハ前断之不首尾も有之候得共尚又人頼等を以て弥々上及相談、押焼立いたし来り極難之御被相致、尤其御方江も數拾年之恩儀も有之儀ニ候得共、今更自身之口合相談も難致、尤其致文致返活候半ハ良儀及有之間候得共、過分之引負ニ付而ハ何通可仕道無之、乍然其御方弥取合難候得共親古借之筋をも催促ニ相成振合ニ候半者、人頼等いたし申談、否返答可致候得共、多喜太殿内儀聯之事ニ而數十人家出いたし被居候處、其日野口卯左衛門殿家内其外一類之人々男女拾人斗同道ニ而連越被申、就而ハ多喜太殿一類中も打寄有之要應半ニ候得ハ、一兩日者滞留之趣ニ付而者客掃り之上唱合返答可仕應ニ付、其旨手掃相認、武兵衛並揚ニ連越差越ニ付其人を以手掃通シ候様忠次郎へ相渡シ置、私ニ者代官所より之達し且又上吉田山へ急連いたし候半而不相叶用事有之、吉田山罷越、忠次郎へ問合候處、武兵衛並揚越候人私を尋被罷出候ニ付、掃り之問者右手掃宣傳可申得心得居候處、承り右候得共通被罷出候處ニ而、右手掃達し後候趣申間、手掃差戻申候、就而右客人とも略句前二付三二被罷帰候ニ付段々差詰唱合候處、多喜太殿江も私合唱合相頼具候様、同人江へ相懸り居候而者至度一候而者家屋敷をも奪被取候外無之、何通伊万里へ懸り戻不申候而者ルル處難決ニ相成候ニ付、同人手離ニ相成候様相頼候申間候得共、右唱合私合仕候道無之、誰相頼唱合被申候様申置、私ニ者端業代之儀ニ付多喜太殿江者用事有之、向方方も唱出被申候半者夫ニ付問合せ可申得心得罷出候處、案ニ不通、下地忠次郎合唱合有之たる趣ニ而、同人取合方之儀、今更二面者過

分之貸込二相成、仕懸り候而及迷惑二難在處、借又清吉方へ申取替をもち
たし難在候得ハ今更断も難相成二付、忠次郎其御方へ之借用筋年賦等二も
相調與候道ハ有之間敷哉被申候二付、關三郎合段も借用高之儀も申明候、
何通此筋者成り形相付候半而不相叶應相合候得共、焼物之儀貴公様へ差遣し
和該二相成候様可仕り不被申、只々清吉之方難致被該趣一關二申候二付、
清吉へ伊万里表二而聯合二相成候趣二付而、仲々聞之儀二有之候得共、仕
込並焼出入有之、焼物清吉買入候儀相叶間敷、勿論取合手詰り二相成候而者
關三郎借銀たり共夫々成り形相付不申候而者相済間敷應相合候處、右きどう
ぞ年賦共二成り形相付ケ候様被申候二付、而又忠次郎へ差詰相合候而も、
昨夕方迄成り形相付不申、今日き日納二付私二も小田志山内野山上下吉田山
用向も有之、昨日夕方より吉田山麓焼申候、就而前所申上候通之振合二付
而者、先日も御沙汰被成候通、藤野合清吉方へ吃度間合相成候様被成候半者、
清吉二も買入いたし得申間敷、而又此方二而者忠次郎を割敷差詰候半ハ、急
二成り形相付可申相心得申候、而又急々問合せ否御知可申上候、先以此段
為御知如是御座候、以上

五月五日

まずNo16における忠次郎は、武富家との間に数十年來取引があり、
焼物でもって從來どりの關係を保ちたいが、他方多喜太殿からの
多額の借金もあり、その方のかたをつけるためにも、すなわち七兩
は通常の借用、五兩は差揚げごとに歩かずつ払い込む約束での借用、
合せて十二兩を拝借したい。これで多喜太殿への負債を片付ける目
算であるが、それだけでなく、現物の焼物も遣らねば、とうてい古

い借金までは返せない。となれば、武富家への焼物は遣れないこと
になる。

No16においても縷々忠次郎の言い分を記しているが、多喜太殿へ
の義理(?)が主であり、さらに後段になって、清吉(伊万里商人
か)との關係までが加わって事情がいつそう錯綜してくる。しかし、
所詮、武富家に対しては、これまでの借用は年賦返済、焼物は遣れ
ない、と言うのであつて、武富家は前述の武兵衛一件とともに難問
を抱えているのである。

前の史料No57に、既出惣十とともに弓野山多喜太の名が載せられ
ていた。同山の忠次郎が彼への義理を重んぜざるを得ない訳も分か
る。

なお満岡啓助の書状三通を、既出分との関連もしかとは理解でき
ないままに、次に掲げる。

No17 武富七太郎様

満岡啓助

弓野武兵衛殿差之儀、同人手前今日迄何共不差分候得ハ脇方へ相移可仕様無
御座候

一嘉助一件之儀、書中二而ハ不差分、近日罷増、否御咄可申上候、以上
一小田志山下斗令晩合火入二相成候由

七月廿四日

Na 148 武富七太郎様
急内用答

満岡啓助

去ル朔日出之御状致拜見候、如仰漸々暖氣ニ相成候得共、弥御堅勝被成御座候旨珍重奉存候、私ニモ今明日罷掃苦之處少く暇無事有之、又々吉田山へ罷越、一兩日中能掃、否承り可申、先以早々如此御座候、以上

四月四日

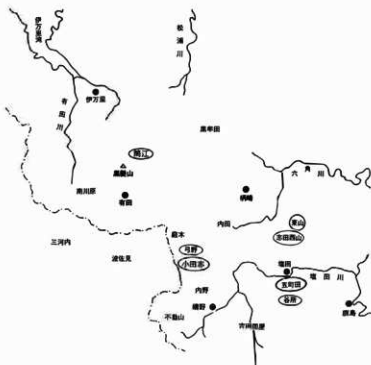
Na 149 武富七太郎様
急御内用
満岡啓助

尚々御買入無御座候得ハ賜方へ談話し候間、百此人ニ而御返事可被下候
(急)

任幸便致啓上候、漸々暖氣相催候得共、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然者先日者徳次郎殿江之御傳言立寄相達し申候、早目ニ罷掃候哉夫のミ奉存候、然者弓野山利吉方焼物今晚ハ火入ニ相成候趣ニ付、此節之焼物ハ幸吉殿買入被申候様申談進し候得共、何分買入不相叶候趣、就而者何方へ相談可致様無御座候間、貴公様御買入可被下候、尤幸吉殿古僧年賦度割拂之儀者私致心配返済相成候様取計候得共、同人手前聯差支無御座候間、無御達應御買入可被下候、幸吉殿々々御間柄之儀ニ付此手筈を以御合可被成候、委細者追々期全面上可申上候得共、先以早々如是御座候、以上

四月朔月

結局、満岡啓助の書状からは彼の本拠を正確に指摘できない。彼の行動範囲は武雄領南部から嬉野吉田山に及んでおり、もしかすると小田志か。



伊万里町人関係の書状等

No 150 『武富七太郎様』

専用事

上瀬金兵衛

以幸便一筆啓上仕候、春暖相候所、先以其御地延御勇勝之由致重奉存候、
下拙義二月朔日奉船仕候へ共、誠ニ風悪敷、舟中大延引仕候而、二月廿六日兵
庫ニ着仕、舟の上りて同廿七日大坂着仕候、未だ何事も埒阿き不申候得共、
急便ニ而御座候ゆへ入と御志らせ申上候、而又荷物之義ハ此地ニ而内証賣仕
候と申し候得共（中欠）

尚く申上候、舟かわせ共御座候ハ、其物ならちや御送り被成候而もそんな事り不申候、
通一や二御聞金せ、又ハ船や其外二御尋ね被成候、舟かわせも店方かわせも御座候（後欠）

兵庫を経て大坂へ登り、そこからこの手紙を出した上瀬金兵衛に
ついて他に手がかかりはないが、彼は伊万里商人であると思われる。

持ち登った荷物は「内証売」りするつもりと言うところは注目に値
する。

No 151 『武富七太郎様』
専用事

前田孫三郎

秋冷之節御座候是如何御道可被成奉存候、然者近來御不寒之至奉存候へ共、
金拾兩御取替被下度御相談申上候、尤十三日頃ニハ何方へ相廻り候金子御
座候ニ付無間連御返済仕候ニ御座候、有様川口候約ニ付而手支罷在候ニ付此
段御相談申上候間、何卒互事相候、以上
九月二日

No 152 『堀七様』

角吉

其外

近頃御相談申上兼候共、古金買入ニ少々手支罷在候間、御引合見御取替可被
下深々及御相談候、追而貴面可申上迄如斯御座候

四月八日

No 153

武榮さま

間政

昨夜者御世話相成申候、然ハ近來思召入之程誠ニ恥敷奉存候得共、□金不都
合ニ御座候間、明後迄七両文一寸御應被下度、聊無相違指上可申、此段御相
談迄、早々不備

十月廿四日

No 154 「武富栄助様
別紙在中

岡本清吉

ノ金子式内三事迄ナ

尚、古領り御引替可被成候

時分柄纏、御紫用ニ奉存候、然者旧冬之預り之儀段々延引ニ相成誠ニ申訳度無御座候、併シ限目之外者此方今則利足相弁へ差上申候、改御請取可被下候、惣ノ者又候難申上奉存候へとも、預り相改差上申候条、又卷ヶ月御恩借被下度奉頼上候、惜又別紙手形前是迄も當時柄清算無覚束儀ニ付利足又差上申候間、不愚敬御承引被下度御繰り申上候、乍書中御相談申候、草度如斯御座候、以上

五月三日

No 155 「武富栄助様
費下

村富

過刻者御面働ニ相成奉謝候、然者其節御相談仕置候通、金拾兩又此者にて御借被下度伏而御頼申上候、乍自儘以書中如此御座候、以上

十月廿六日

前田孫三郎は伊万里津の別当（町役の長）であり、また問屋として伊万里川口の船・物貨の出入を管理していた（拙著『伊万里焼流通史の研究』付録「文久三年における伊万里津の焼物積出」八一三

頁）。書中「有様、川口帳納ニ付而」とあるのはそのためと思われる。

角吉もおそらく伊万里町の陶器商人である。「古金云々」注目したい。

関政の名は武富家の大福帳に頻出する。伊万里町の陶器商人のひとりである。

村富は村富弥次郎の名でやはり武富家大福帳に頻出する伊万里の陶器商人である。これらの手紙はいづれも武富家の伊万里商人に対する貸付の片鱗を覗かせるものであろう。

No 156

覚

一拾兩包 三ツ
一六兩貳歩包 六ツ
一五兩包 八ツ
一毫兩 七ツ
札ニテ
ノ百拾兩之辻

右之通講金之内先以指上申候条、御請取置可被下候、以上

七月九日

武富様

立石屋

No.157 武富榮助様

天ヶ瀬一郎右衛門
廣田忠藏

向て茂平ニも今日の出仕幕可致付ニ付同道いたし候人も仕廻方仕居候

近日ハ御物連ニ御座候、様若清講御買請被下候趣、御座ニ而式百両手形之内
二百両文拂入行届候通相成、右ニ付而ハ残り百両弥八巻名之手形ニ相改被具
候様、此節水調手代茂平と申候人へ爰元ニ而相談仕置候、尚又何人同道ニ而
弥八一類之者卷人出佐嘉いたし候様申含置候、何卒御相談通、只今八拾両此
者ニ而被仰付可被下候、右金請取手印之義ハ弥八分差出可申候、此段乍傳書
中早々、以上

三月七日

町人(商人)のあいだに相互金融のための講(頼母子講)が盛ん
に行われた。No.51以下の棚揚表にも少なからず講懸金が見られたと
ころである。No.157は、詳細の事情は不明だが、岩清は伊万里町人で
あった。水調は佐賀城下の町人であると推測される。

No.158 武富熊助様

立石源之助

貴口

先達而之御紙ニ而承知いたし候得とも、何分銀操行届棄、彼是与心配及仕見
候得とも一向埒附不申、何卒とて及の事ニ當月迄御猶豫被成下度、此段御相

談申上候、惣而ハ依屋福右衛門殿買もの代き先日手ニ入申候衆、此分ハ早速
差上可申積リニ而御座候得とも、又と善次郎殿江取替置申候ニ付、明日ハ早
々差上可仕候、先者下拙露出、萬々御面請可申上仕如此ニ御座候、以上
六月廿九日

No.159 武富熊助様

貴下 金子副丸 大塚源次郎

御尊書忝拜見仕候、然ハ明日ハ御登山之由、金子之義被仰越候ニ付則金子五
拾両文 衆御落手可被下候、様一昨日ハ大ニ預御世話忝御厚礼申上候、
何通得尊願萬々可申述候得共、右御答旁如斯ニ御座候、以上

廿九日

〇久

堀七様

立石源之助は伊万里町下町の陶器商人。大塚源次郎は同新町の町
人であるが陶商ではない。この場合彼は、有田へ登山する武富熊助
へ金五拾両を融通する存在である(「伊万里歳時記」巻三によれば、
明治四年、新町三十軒の公役米五升六合式夕のうち最多の巻升五合
を出す)。

No.160 武富熊助様

御内々急用

龜山より
前田治三郎

以手紙寄上仕候、打続之雨天ニ而甚困入申候、然者白川釜湯仕舞ニ相成、酒場^岩二も日々相持被居候様御座候、訳而^岩二者是非引合不申候へ半而不相濟義有之、夫二付野子ニも辻引合今日仕舞次第ニ参上いたし^岩文引合可致積り二御座候、右之訳ニ付明早朝より御越之程、偏二番^一併し深川酒場ニ者未タ参り不申、何迄夕方可罷出積り御座候、就而者賣場卯八正金拾兩一昨ばん取替置中候条、御登山之阿、乍御面難御受取御持参可被成候、先ハ得貴面萬々可申^口候、^押已上

五月廿三日

前田治三郎は伊万里中下町の陶器商人。「白川」は今日下白川登と呼んでいる古窯に当る。酒場は、後に深川酒場ともあり、深川(栄左衛門)の経営するところであつたものか。^岩については不詳。いづれ下白川登に釜をもつ釜焼であつたらう。文末に言う質場とは武富分家の質屋を指す。

最後に掲げるものは、さきのNo51以下の棚揚書を作るために書き出されたものであり、金銀まちまちの儘である。川平・深平らの有田皿山の人たち、いわゆる旅客の人たち、^岩など伊万里町の人たちとの「取前」(貸)・「払前」(借)が記されている。

No 60 覚
拾巻ノ目 川平 拂前
金百六拾兩 深平 取前

拾三ノ六百目 佐平 取前
金百八拾兩 伊兵衛 取前
金六兩 ^口 揚前
同四兩 式歩 官藏 拂前
同廿兩 実太郎 拂
同五拾兩 深平 取前
同廿兩 城しまかし
同十兩 長作
日式拾八兩 平藏 取前
同百九拾兩 〇三歩 ^岩
卷ノ〇五六匁 一住
拾七ノ六百五六匁 堀
六ノ六百五十匁 嘉十
卷ノ三百目 出平 拂
五百目 出福 拂
拾三ノ式百目 勘庄 取前
卷ノ三百十七匁 万拂 前
四ノ四百六拾目 嘉八分 取前
六ノ目 ^口 取前
卷ノ式百目 福市や伊八
卷ノ目 ^口 取前
七ノ目 * 栄三 取前
式ノ目八百目 ^口 取前
式ノ五百目 ^口 取前

四ノ目 トチ合 播方
 武ノ五百目 金拂方
 八拾三ノ目 湯取前
 百四兩七步武末 金取前
 百四拾五兩 ⑤
 三拾七兩 小賣

伊万里陶商の基礎的研究 (三)

— 武富家文書・記録(三) —

前 山 博

前の(一)・(二)においてはもっぱら書状等の文書を通して武富家とい

う陶商の、主として諸国旅商・皿山釜焼らとの間の交渉(焼物取引

・金銀貸借など)の様相を観察した。今回は、これまで幾度か後出

(述)としてあげた同家の僅か二冊残された大福帳のうち、天保十

年以降の金銀等の出入りを書き留めたほうを対象として同家の経営

を分析、その商人像を描き出すことを試みたいと考える。これは、

表紙には「天保十一年正月十一日大福帳」、裏面には「車折大明神、

武富七太郎」と記される(なぜ車折大明神なのかわからない)。実

際には一部天保十亥年十月から記載されはじめ(貸付の返済が翌年

に及んだ分である)、ほぼ弘化三年年の末までで終わっている。

さて、当の大福帳の記載の内容といえは、

(一)農民を対象とする米金の貸付

(二)右とも関連ある土地(所有地)関係の米銭「上納」

(三)おもに伊万里・有田の町人・釜焼に対する貸金(付)、「貸家」

関係)

四いわゆる諸国旅商への貸金

(五)武富家の「借用」

の五項に分けることができ、そして(一)・(三)(貸家を除く)・四は未分類のまま、年月日を追って記帳されている。以下、これを右の分類に随い、順次取り上げてゆくこととする。

農民への貸付

天保十年の末から同十三年までの間に武富家が行った農民への貸付はおよそ金二百三十両および米五十四俵余である。

貸付を受けた農民は二十名。その大半は伊万里町から西方の有田郷大里村川東(現伊万里市二里町大字大里の川東)の農民である。

これらの農民のなかにはかなりの田畠を所持しているものがあった。清吉は金二十両・二十八両取替の抵当として田畠の永代売渡証文

表1 農民への貸付

	居 村	百 姓 名	貸付米金(合計)	備 考
1	川 東	清 吉	金98両	利11両2歩 (内20両ハ永代田地引当 同じく28両ハ田島永代手取)
2		与 右 衛 門	金39両	利4両8合、内30両ハ田地手形入
3		和 三郎・常吉	米10俵	(1俵利8分)利米8斗
4		半 右 衛 門	米3俵2斗4升	料米不足分
5		兵 助	金40両	利2両2合5勺
6		三 郎 兵 衛	金20両	金11両2歩ニテまけ
7		常 吉・沢 吉	米15俵	利米4俵
8		伊 助	金3両2歩・米3俵	
9		駒 助 吉	米2俵	
10		長 兵 十	金1両・米2俵	
11		長 兵 衛	米1俵	
12		幸 太	米1俵	
13		善 助	米3俵	
14		乙 三 郎	米1俵	
15		平 組	米10俵	
16		五 左 衛 門	金4両・米2俵	
17	大 里	左 衛 門	金2両	
18	川 東	勤 次 郎	金4両	大塚地面ニテ永代手形之代金
19	新田村	貞 次 郎	金2歩3朱	(講金)
20	山形村	勇 八	金1両	

を差し入れたし、2与右衛門は三十両を借りるためにやはり田地手形を差し入れている(ただし永代売渡しとは言つても、元利を返却すれば請返すことができる)。金二十両を借りた6三郎兵衛は西岡姓をもち、すでにこの頃はこの地域では抜群の地主的成長を見せていた(約三十町歩)。彼は利息分まで含めればおよそ半分にまけて貰うという、特別の間柄にあった。

こうした比較的に大百姓と見られる者から、正月に米一俵を借り程度の者まで、上下の較差は大きい。

4半右衛門の場合の借米三俵二斗四升は実は小作「料米」不足分であった。これを、通例は一俵当りの利米は八升であるところを、彼は一俵六升の利米に軽減されているのであるが、ただし田地を引当に差し出さねばならなかった。18勤次郎が借りた四両の金は「大塚地面ニ而永代手形之代金」と付記されているから、おそらく伊万里下町大塚伊左衛門へ差し、していた田島を受戻すための金であったと見られるのである。八谷堀という広大な新田を控えた川東あたりの地主小作関係が急速に進展しつつあったことは疑いない。当大福帳のいわば百姓貸しの記載が天保十三寅年をもって終っている根本の理由は、ほかならぬこの年から佐賀藩において小作料・借金利子の十カ年停止令が布かれたことにあるのである。もともと地主としての武富家はさほど大地主と言えらるほどの集積は行っていない。

〔二〕の土地関連の「上納」については、丑（天保十二）年から午（弘化三）年までが記帳されている。上納の納付先は各村庄屋であるが、その村村および上納高を略記すると、まず円藏寺分（伊万里郷町裏村）は納米一斗六升二合、この代銭は一升の値が変わるから、年により一貫百文から一貫六百文まで巾がある。この分はしかし、巳（弘化二）年に米二斗二升五合へと六升余増えたあと、翌年分いこの記載はなくなる。

同郷新田村庄屋分は（丑）米七斗三升余、（寅）御上納米七斗六升余、（卯）米七斗四升余、（辰）米七斗六升八合余、（午）米七斗六升余と推移、大きな変動はないが、巳（弘化二）年だけは上納米の記載がなく、代って（巳十月）獻部十五人（代二貫七百文）、また五人分（金二朱）を納めている。これは「御舟屋用」と註されるから、この年は格別上納米に代えて、伊万里津に設置されている薄船留場の御船屋の労役割当がなされ、その二十人分を代銭納したのもとも思われる。

次のからみ（八谷嶺）庄屋納めには二つあって、ひとつは、たとえば五年を例にとると、ほぼ上納米のものである地米一石七斗六升四合から畠落一斗二升九合を引いた正味一石六斗三升五合を銀に直して百十九匁六分八厘となる。これからさらに補（補引）銀二十八匁三分五厘を差し引いて正味銀九十一匁三分三厘となったものを金

一兩一歩三朱と正錢八十文に換えて納付する。畠落とは堀地に特有の「島畠」などと称する島地の本帳上の地米高から何部落ちと減免するのである。「補」については未詳。寅年はたぶん記帳落ち。卯・辰・巳の各年は同じように推移した。もうひとつの堀庄屋納めはたとえば丑十二月廿七月の正錢三貫四百五文が、「入方分納」とあるように、毎年正錢計算がなされるもので、卯一庄屋弥次右衛門、午一卯右衛門ら、知られる庄屋はいずれも伊万里の町人である（これは八谷嶺が成立以来町人地主により所有されていたからであると思われる）。

日尾村（山代郷）分は、丑一米一斗八升余（代錢一貫百五十文）納から午年の本物成二斗二升余・小物成三升余、合計二斗六升余（代二貫四文）まで微増してゆく。

以上が土地「上納」の主なるものであるが、ほかに僅かながら、（寅）川東山方上納五匁八分余、（卯）美濃屋金兵衛屋鋪上納金二朱・五錢四百四十三文（別當孫三郎納）、（午）安五郎屋鋪丑一巳五カ年分上納不足三斗二升（三貫八文・公役六十四文）などもある。いわゆる上納田畠屋鋪関係分は右の如くである。ただかか懸計三石程度の上納米にとどまる武富家を土地欲の強い商人であったとはとても言えないであらう。

伊万里町人への貸金

いま試みに、その年ごとの貸金件数をあげれば、

亥（天保十）六件 子（同十一）二〇件 丑（同十二）三八件
寅（同十三）二八件 卯（同十四）四二件 辰（弘化元）七三件
巳（同二）八〇件 午（同三）二三三件 未（同四）五件

で、合計六五〇件ほどに達している。ところがこれを人数であげると、亥五人・子一人・丑一人・寅二人・卯一人・辰四〇人・巳四人・午七〇人・未三人となるのであって、これはもちろん一カ年内に同一人が繰り返し何度も取替を受けることが多かった結果である。いま巳（弘化二）年を例にとり、その詳細な状況を見ると（表2参照）、関政（浦郷政右衛門）を先頭に、じつに頻繁に貸借が行われていることが分かる。

そこですこし個別的に状況を観察してみる。

まず第一に驚くほど回数の多い、したがって合計金額も多い関政（浦郷政右衛門）であるが、彼の名は前に文書・記録〔No.13〕において既に見たが、「存」分の多いこと、後述する武富家の「借用」関係にも彼の名が頻出していることから考え合わせ、彼と武富家との間にはやはり可成り特別であつたと見なければならぬ。

このことは程度の差こそあれ、文七・村富・天慶・天童・横尾金

兵衛・吉田兵助・佐吉らにも適合する。重要なことは彼らがいずれも伊万里町の陶器商人という事実である。ここからえられる結論は、数多い伊万里町の陶器商人らは比較的資力のある武富家などに頻りに融資を仰ぐことにより存続しえていたと思われることである。度数は少いが馬伝・十一屋平右衛門・関吉（関屋喜右衛門）・森水作右衛門らも同じであると言えよう。

この天保頃の伊万里の陶器商人の名は「伊万里歳時記」巻之二によつて町別に知ることができ（八十人）、また駒大塚伊佐衛門家の（天保十三年）江戸積荷根居帳によつてもかなりの数の伊万里陶器商人の名が分かる。いま参考として右の根居帳に現われる商人の名を掲げる（表3 拙著『伊万里焼流通史の研究』二八六―二八九頁参照）これは歳時記の八十名の八割をこす人数であり、武富家大福帳の弘化二年に現われた顔ぶれの多くをここに見出すこともできる。ついでに言うと、たとえば本研究作業〔No.54（慶応二年棚揚）〕の、旅商らのあとに続く、春吉から兵蔵あたりまでが同種の伊万里商人であると思われるのである。

さて、本旨に戻つて改めて当大福帳の弘化二年を見ると、注目される人たちがいる。すなわち大塚伊左衛門・田中屋忠兵衛・吉野屋儀兵衛であり、かつ丈右衛門らである。

伊万里町下町の犬塚伊左衛門は「陶器仕入所」を看板とした有力

表2 伊万里町人への貸金(弘化2年)

	人 名	取 替 (両) ※印は同人「存」とある分	合 計
1	一番ヶ瀬武右エ門	20, 1	21
2	文 七	10, 10, 10, 20, 10, 15, 8,*20, 10, 15*20, 10, 20, 20, 10	185, 23*
3	関政(浦郷政右エ門)	8, 30, 10, 10, 20, 30,*20, 10,*10, 20, 20, 50,*15,*10, 10, 30, 30, 20,*20,*30, 60, 40, 50, 15,*10, 30, 8, 30,*10, 30, 20, 20, 50,*30*	481, 380*
4	犬塚伊左エ門	100, 100, 100, 100, 100	500
5	川原貞太郎	20, 15, 15, 10, 15	75
6	村富弥次郎	30, 15, 50, 30, 50, 20, 50, 50	290
7	重 吉	15, 5, 15, 10, 5, 5, 15	70
8	天ヶ瀬慶十	20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 30, 10, 30	250
9	天ヶ瀬重助	5, 20, 20, 10, 30, 30, 20, 10	145
10	馬場伝右エ門	50, 30,	80
11	平 吉	10	10
12	希 助	2	2
13	十一屋平右エ門	30	30
14	紅屋直太郎	30, 40, 30	100
15	広川文左エ門	60	60
16	横尾金兵衛	10, 15, 20, 20, 25	90
17	丈右エ門	5, 15, 20, 10, 10, 3, 12, 25, 15	115
18	関 吉	30	30
19	水町佐吉	30	30
20	伊兵衛	1, 3, 1, 1	6
21	吉太郎	1	1
22	小田志樋口悟平	15	15
23	関 喜	20, 20	40
24	為 助	20, 5*	10, 5*
25	吉田兵助	10, 10, 10, 20, 20	70
26	佐 吉	30, 25, 15, 25, 25, 20	140
27	田中屋忠兵衛	60, 100	160
28	吉野屋儀兵衛	100	100
29	佐 七	8, 8	16
30	伊三郎	10, 10, 10, 20	50
31	三郎八	5, 5	10
32	徳三郎	15, 10	25
33	勝之助	4, 4, 5	8, 5
34	川 浪 兵 助	10, 10, 10	30
35	政 六	2	2
36	森永作右エ門	15, 30	45
37	岡田新十	11	11
38	岩 清	10	10
39	卯之助	10, 10	20
40	初五郎	6, 6	12
41	魚棚林吉	6	6
42	若松屋	20	20
43	佐兵衛	30	30
44	近兵衛	50	50
45	忠兵衛	20	20

3879・5両

表3 犬塚家「江戸横荷根居帳」(天保13年)に現われた商人

浜 町	嘉兵衛	上 下 町	常太郎	上土井町	十一卯(十一屋卯兵衛)
新 田	梅五郎		◎	立 町	立新(新十)
	丸屋与七		黒清(黒物屋清吉)		高 柳
有 田 町	利左衛門(城嶋)		福 弥	下 町	関忠(浦郷忠兵衛)
	卯左衛門		亀 善		犬塚茂次郎
	前 儀	下 町	鹿太郎		犬塚宗一
有 田 町	村 富		はま庄(庄五郎)		
	七郎兵衛	有 田 町	松彦(松尾彦左衛)		
	福寿(福地寿兵衛)	下 町	岩佐(岩本佐兵衛)		
新 田	馬伝(馬場伝右衛門)	上土井町	土井儀(儀右衛門)		
。	堀七(堀端七太郎・武富)	立 町	新 十		
中 下 町	関喜(関屋喜右衛門)	有 田 町	藤長(藤野長右衛門)		
	大 政	浜 町	勝次郎		
下 町	亀屋(石丸源右衛門)	下 町	太次右衛門		
	大さ(大和屋佐吉)		平 喜		
袋 町	袋吉(袋町吉次郎・江頭)	田 端	太左衛門		
	土井幸(幸右衛門)		亀市(亀屋市左衛門)		
上土井町	土井長(長右衛門)	上土井町	本城(本岡城太郎)		
	市三郎	中 下 町	美濃金(美濃屋金兵衛・横尾)		
	紙源(紙屋源右衛門)	浜 町	浜金(金次郎)		
立 町	作右衛門(立作・森永)	立 町	関政(関屋政右衛門・浦郷)		
	会	上土井町	兵次(田中兵次)		
立 町	立卯(立町卯右衛門)	上土井町	土井忠(忠次郎・西)		
下 町	弥 助	下 町	九兵衛		
浜 町	よし兵(吉田兵助)	下 町	勘兵衛(川原)		
	立 平		福嶋屋		
	大黒屋	下 町	出雲屋(岩次郎)		
	地藏屋	下 町	大治(大和屋治三郎)		
下 町	十一屋(平右衛門)		吉之助		
	市左衛門	下 町	田米(米次郎・田九)		
	角吉(吉兵衛)		備清(備前屋清右衛門)		

商人である（前掲拙著第五章4節一七五頁以下）。その資金を松尾・牛嶋ら伊万里商人に仰ぐこともあった。ここではこの年武富氏から五百兩の融資を得ているのである。前年には百八十兩、翌（午）年にも百九十兩の借りがある。

このころ伊万里町有田町に店舗を構えた松尾彦兵衛も抑（天保十四）年に、合せて二百七十兩からの取替を武富氏から受けている。

武富家の、上は百兩を超す高額のものから、下は它兩に至るまでの取替（貸付）が行われるに当たっては、期間の長短を問わず借用証文（預り、手形）を取ることが一応原則であった。

森永作右衛門―（巳）九月廿二日金十五兩、

「右ハ来十月限之預リニメ、利足六合引落ニメ買入置候、」

徳三郎―八月九日金十五兩、「右ハ大塚伊左衛門預リ、当月限ニ

テ、二歩引落ニテ買入置候」

徳三郎―九月廿七日金十兩、「右ハ田中屋忠兵衛預リ一紙、十月

廿日限ニメ、四歩引落ニ日限也、」

みのや―（辰）七月十三日金六兩、「右ハ土佐彦平殿預リ、」

二歩引落ニテ買入置候」

よしのや儀兵衛―（巳）九月廿九日金百兩、一ヶ月分利一兩五合、

メ百〇一兩五合、八月廿五日内金百兩亀源へ受取、手形亀源

江相渡ス、

前川善左衛門―（午）四月廿七日金十六兩、「右ハ六月限り一紙

買入候、但シ利足四ヶ月分一兩一歩受取、」

森永作右衛門の場合は通例の「預り」であろう。徳三郎の「大塚伊左衛門預り」は前記「陶器仕入所」大塚伊左衛門が彼へ差し入れた証書を武富氏が「買入」れたのであり、また、「田中屋忠兵衛預り一紙」は筑前戸屋の商人田中屋忠兵衛が差し入れておいた預り（焼物代）をさらに武富氏が預ったのである。

つきには、頭初から引落して利足分の確保を図っている点が注目される。しかしこれがすべてに亘っているわけではないので、その区別は何によったものであるか分からない。なおまた「預り……買入」という表現も面白いと思う。

貸付金の抵当物件、いわゆる引当（物）には色々あった。

1 利左衛門―辰（正月）金十七兩三歩、「右ハ引当くり綿七本預召

置候」

2 横尾金兵衛―寅八月かし金三十兩、「但し引当家居屋鋪」

3 弥平次―寅十一月金百兩、「請人治三郎、」下印荷物千俵預り置

候」

4 大吉―辰三月十七日金五十兩、「引当ニテ藍五十本預り、」

5（外尾）定右衛門―辰三月十日金十兩、「納方引当取替、一月分

利一合五勺、メ十兩一合五勺、右ハ嘉平次納方ニ四月五日引合」

6 (外尾) 勝十一辰四月金六十兩、「但し繪葉二十斤入拾箱引当、

外ニ金四兩遣し、メ六十四兩ニテ、右ハ繪葉十箱買取申候」

7 善兵衛一(辰六月) 繪葉十一斤、代金三兩二歩二朱、「六月廿日

内繪葉二斤渡し、金三歩受取、…」

8 房吉一辰七月七日、「繪葉一箱預り、金十兩取替置候、同九兩遣

候、メ十九兩ニテ買取申候」

9 勝之助一巳八月十日金四兩、「蠟燭二俵預り、伊兵衛存人、…八

月廿日内二兩入、一俵相渡し…」

1 のようなくり綿(繰綿、木綿の実を綿繰車にかけて核を去ったままの未精製の綿)の事例はかなりに及ぶ。新町久米右衛門は元十二月に綿十五本を引当に金三十七兩二歩を借りたが、巳三月の「皆済」に至るまで七度かけて返金、その度毎に引当の綿を徐徐に取戻していった。

4 大吉は阿波の藝商人である(後出)。

家居屋鋪とも引当にして金三十兩を借りている2横尾金兵衛(美濃金・美濃屋金兵衛、中下町)は、期日に三十兩を返すことができず、五ヶ月分の利金二兩一步のみを払う。同年にもう一度、十一月に金三兩を借り、その四ヶ月分の利息二合一勺六粒と、手形を改め

たさきの借金三十兩の元利三十兩九合と合せて、卯二月廿七日によ

うやく返済をおえることができた。ところがじつは、後に記されて

いるところによれば、この卯二月廿日に件の「家居屋鋪、土蔵迄、

代金六十兩ニメ」武富氏が「永代買取」っているのである(前の土

地屋敷関係上納の部に「美濃屋金兵衛屋鋪上納金二朱などがあつた

もつともその「同人ハ五ヶ年之処借家ニ差出し置申候、請人浦郷

喜右衛門・前田治三郎」、と(浦郷喜右衛門は関喜のこと)。ちな

みに、その家賃は年二度払い、すなわち七月に五兩、十一月に四兩

二歩と決めている。金兵衛が一二月カ月遅れながらも何とかその家

賃を払ったのは卯・辰、巳と午七月の五兩までであつた。「午ノ年

七月五兩、此廉分散之節弥次郎講金二兩引合ニ入」と、分散の語が

記される。もつとも金兵衛は借家人となつたのちもなお商売は続け

たらしく、当帳においてもその名を追うことができる。すなわち、

卯十二月廿五日金十兩(セキ、十一件)、(午)三月廿日金十五兩、

同四月五日金二十兩、同五月二日改金十五兩、と。

後の三件の記載状態は次のとおり。

みや金兵衛一(午)三月廿一日金十五兩、「右ハ四月限二預り、

利足ニ引落ニメ買入置、五月二日改、テスミ、

美濃屋金兵衛一四月五日改金二十兩(巳十二月廿五日の金二十五

兩のうち——引用者註)「永代帳ニ出ス、

みや金兵衛―五月二日改、

金十五兩、「右ハ預リ

手形ニメ、五月限利足

一ヶ月分ニ合受取置候、

又申延ニ相成ニ付利金

一歩受取申候、閏五月

十九日受取相スミ

手形を改めるとは、さきの家居屋鋪土藏までも売払わざるをえなくなる直前にも三十兩の手形を改めていることから判断されるように、一口に言えば経営不振の表徴である。また「永代帳ニ出ス」とは、他の事例からも推察できることであるが、要するに借金を棚上げし、よくても利子しか取ることができないことになるのである。美濃屋金兵衛の弘化三年半ばの「分散」（破産・倒産）は間違いない事実である。当帳に彼の名を見ることがはいご一切ない。

ついであるがらここで武富家の「貸家」関係について触れよう。

当帳の記すところでは、この頃同家には伊万里町に三軒の貸家があった。すなわち、

イ元海小路益太郎殿分

一家居屋鋪壹ヶ所

右ハ西ノ年々寅迄六ヶ年借家ニ差出し置候、尤家賃一ヶ



永代帳 (伊万里町前川家)

口貫治殿分

一家居屋鋪一ヶ所

右ハ副嶋文右衛門殿本宅向、卯年迄五年之間、金六兩一歩

ニメ支配致具候様相談被相成、則差出し置候故、家賃之儀

ハ一ヶ年ニ付二兩一歩受納可致事、メ六ヶ年分相済

ハ弥平次殿分

一家居屋鋪一ヶ所、外ニ土藏一軒

右借家ニ差出し置申候、家賃一ヶ年ニ金二兩三歩宛、毎年

前受納之事、子年分・丑年分・寅年分スミ、卯年二月十九

日金二歩

ニ益太郎殿分

一家居屋鋪一ヶ所

丑年々巳年迄五ヶ年之限ニメ、右借家ニ差出し置申候、尤

家賃一年ニ金二兩宛ニシテ月割左之通受納前二御座候、三

月一兩・七月一兩

イとニとは同一件であると思われる。なぜなら、はじめ酉年より寅年まで六ヶ年間、一ヶ年々兩三歩の家賃で貸し、四ヶ年すなわち子年分家賃まで済んだが、これを同年五月に改定、年二兩に値上げし、かつ三月・七月に分納させることとして、翌丑年から巳年まで

の五カ年間貸すこととしたのであった。

したがって実質の貸家は三軒ということになるのであるが、益太郎・貫治・弥平次はもとの持主たちであって、何らかの必要から家居屋鋪などを引当にして武富氏から金を借り、借家人となっていた者たちであろう。ハの弥平次分には年数を記さないが、おおむね五年あるいは六年（もつとも益太郎の場合は、前述のわけで合せて九カ年）武富家の「支配」するところであつたのであり、完全な武富家の持ち家であつたものではない。このことを示唆しているのが口の貫治分であつて、武富家からの借金のかたに家居敷を五カ年間差し出したのであり、六兩一步は少ない感じだが、却つてそれが本来一時的な関係であつたことを教えているであらう。家賃は当該家居敷の広さなどは勿論のこと、さらには貸主と借主との関係如何により決まるものと考えられるが、前述のように相当多額の代金六十兩で永代に売却、借家人となつた元家主の美濃金は年九兩二歩の家賃を支払つた。単純な比較は許されないが、年二兩前後の家賃といひ、借金額の比較的に少ない点といひ、要するに右の三軒の「貸家」が本格的なものではなかつたことを指示しているのはあるまいか。

以上、武富家の大福帳に材をとり、同家とさまざまな貸借関係を結んだ町（商）人の存在の有様を描いてきたが、なお追加的に記録にとめておきたい事例も残っている。

そのひとは、

からみ武助一丑九月三日金二十兩、「灰買入二遺置候、三ノ四十
五兩、内二十兩分灰百俵、三」

この灰は柞灰である。こうして入手した灰が皿山の釜焼へ供与されたのであつた（外尾定右衛門の例は本研究〔二〕のNo 17の解説にある）

ひとは、

円藏寺源太夫一年間五月六日金三兩二歩、三ノ三兩八合四勺五札、
七月十三日内金一兩受取、差引二兩八合四勺五札、右利足荷
下シ帳、而引合改」

おそらくこの（町裏村）円藏寺（現伊万里市立花町）源太夫は有田皿山などから焼物、荷を伊万里へ下すことを業とした者のひとりであつたと考えられる。

諸國旅商・皿山釜焼らへ、貳金

さて、筑前芦屋の田中忠兵衛と武富家に関しては本研究〔一〕のNo 25・No 28、同〔二〕のNo 94において（拙著二四一頁以下にも）知られるところであるが、この年（弘化二）彼は計百六十兩の融資を受けたのであつた。前年には見られないから、この年は資金に苦しんだのであらう（翌午年にも計百四十兩の取替を受けている）。なお彼の場合、元金の返還はつねに大町飛脚屋山下辰十の手を経て行われた。

利息は彼自身の伊万里下向のさいに支払った。

筑前山鹿の吉野屋儀兵衛の武富家との関係を教えるものは本研究(二)のNo 76に既に紹介しておいた。当年の彼の百両金はわずか一カ月半で返済されている。翌午年にも合せて百二十両を借りてい

る。表2の17丈右衛門は有田外尾山の釜焼である。その書状を掲げて武富氏との関係については既に詳しく見たところであるので繰り返さない。この已一年で前後百十五両にのぼる資金を供与されているのである。

なお、一件だけであるが小田志の樋口信平の名が見出されるのも面白い(拙著六一〇頁参照)。彼は金十五両を五月に、霜月迄の利足一兩一歩付きで借りた。事実、十一月廿七日に「釜二而受取」と記されている。また翌午年にも十兩だけ借りている。

この大福帳には皿山釜焼の名が、さきの丈(定)右衛門のほかにはとりだけ記されている。すなわち皿山助五郎は亥年十二月廿二日に金二兩二歩の取替を受けたが、そのさい錦手奈良茶六十二箇などを引当に預けた。そして翌年正月廿八日に返済すると同時に預けた焼物は喜嘉藏なる者を経て取り戻している。同助五郎は子年二月にも金二歩を借りたが、この時には柳巻枚を引当に差し出し、間もなく返済している。

皿山の商人久太(久富太兵衛)については武富家との取引を示唆

する史料をさきの本研究(二)のNo 80に掲げた。当帳においても見られる。すなわち、午七月十二日、金十両を借用したが、これについては「右*預り当月廿五日限ニメ、利足一歩引落ニメ取買」とある。

「引落」とは元金から差し引いて貸すこと、「預り」買取」とは平たくいえば借用証を差し入れさせたことであり、この表現が当帳には頻りに用いられている点は前に触れた。注目されるのはこの久太店の借金の返済が皿山の釜(焼物)によって行われているらしい点で、「右ハ皿山上幸平善三郎殿(へ)振付、相スミ」と記されている。同年八月十三日に五両の金を借りたが、やはり同様に「当月限ニメ預り買入置申候、利足ニ米引落ニメ」、そして八月廿九日

「安吉方は振付ニメスミ」と。さらに同年十月廿日の金二十五両の借用についても「霜月廿日限ニメ買入置候預り、尤利足一兩引落候、十二月相スミ」、同日五両の場合にも「利ニ米引落ニメ」、そして「右ハ榮藏正振向、相スミ」と。もはや、久富太兵衛と釜焼と見られる善三郎・安吉・榮藏との関係はほぼ明らかであろう。

いわゆる諸国旅商の名も、さきの巳・午の吉野屋儀兵衛・田中屋忠兵衛以外に、僅かではあるが見出される。すなわち、

1 筑前久家平右衛門一子十二月金二十兩、「綿十本引当ニシテ預り置候」

2 江州松山屋六平、代仙太郎一丑六月廿五日金三十兩、「右ハ真綿

注文仕度、代銀ニメ相渡候、正錢六百六十文運賃取替、金二十五兩、右ハ筑前田中屋善兵衛殿便ニ而差送置候、寅六月引合、相スミ

3 下関櫛屋茂七―寅五月十五日金二十兩取替：

4 鍋屋長之助―巳十二月廿九日金百兩、：

5 伊予三輪屋徳左衛門―午正月金五十兩、：

6 かけ屋源兵衛―午二月三日老貫二百五十匁、「深手八寸并五ツ入

老箱：右ハ掛屋卯左衛門殿便ニ而跡便合送ル」

7 伊予山本屋寛藏―午二月十三日金十一兩、：五月一日金十一兩、

利徳丸合受取、：

8 越後鍋屋長兵衛―午五月三日金二十五兩取替：

9 庄三郎―午五月六日金百兩、利金十兩二步、元利百十兩二步、内、

七月廿四日受取金三十五兩才次郎郎殿便ニ而、戻り一兩五合

七匁五、：八月廿六日金五十四兩二步、戻り三兩二合七匁、

大町辰十殿合入、十一月廿日金二十兩龜屋合受取、：

1 は繰綿を旅商が伊万里へもたらした事例（前出）。2 の松山屋六平の名は既に本研究(一)の史料No.17に現われた近江日野町の商人である。ここでは多量の真綿の取引が見られる。

下関が伊万里焼の流通にとり重要な中継地としての位置を占めたことについては前掲拙著の各所において詳説した（例えば九一六―

二二頁）ところであり、原屋清右衛門・希屋安右衛門らの商人の名も本研究(一)・(二)にこれまでしばしばあげられた。この櫛屋茂七の書状一通も同(一)のNo.15に既に紹介している。

ところで当帳の寅（天保十三）年の後半に集中して数件、「関為替」、「関為替取組」などと記されているものがある。たとえば、イ官藏・善助―六月九日金十二兩：、「右ハ関為替差出候、：」

半助―六月十二日金六兩：、「右ハ下ノ関櫛屋届ケ之為替取組差出し置候」

（成通）口はせ津惣兵衛―寅十一月六日金三兩一歩、右ハ下関為替取組置候、

右のうち半助の記事が最もはっきりしている。つまり為替手形―振出人すなわち発行者（ここでは武富）が第三者すなわち支払人（櫛屋）に宛てて一定の金額（半助が櫛屋へ届ける焼物代金）を受取る人またはその指図人（半助）に支払うべきことを委託する形式の手形（「広辞苑」）であったと思われる。こうした「為替」の発行により半助らの代金受取を確実にしてやり、そのことによって自己の利（元利）も守ることになるのである。

4 の長之助は越後新潟の商人であり鍋屋を名乗ったものである。

7 に鍋屋長兵衛、後出の弘化四末「大福帳」などにも鍋屋長蔵がいる。

6 のかけ屋源兵衛は、掛屋卯左衛門とともに筑前芦屋の商人であ

る(拙著六三一頁)。

9の庄三郎は若松屋を称した筑前戸屋浦の商人である。偶然ながら、当帳に記すところと本研究(一)の№24(讃岐丸亀から三十五両の送金ならびに兵庫から飛脚便による送金予告)および№26(兵庫堺屋孫右衛門の副状)・№35(大野源兵衛山下殿十の送状)とは対応しているのである。

いうところの諸国商人はもちろん焼物商人であるが、伊万里を含む西海地方への彼らの下り物(荷役)はさまざまであった。

阿州藍屋大吉の場合はどうか。

寅五月初日初出いご、じつに頼頼と武富氏との貸し借りのある状況から察するに、彼は短い期間ながらこの地方をもつぱら縄張りにもつた藍商人であった。その状況を見ると、

寅五・一・一七・一八

百七十両

・一・一・一四・一・二〇

百五十両

卯三・一・一八・四・一一

四十五両

・一〇・二九

百両

辰三・一七

五十両

巳二・九・一五・一七

五十八兩二歩

・一〇・二七・一・二・二六

百八十両

毎年、およそ二期に分けて上り下りを重ねたと思われ、辰三月の

場合に「引当ニテ敷五十本預り」などとあるからやはり主商品は藍であった。がしかし彼が上り(揚り)に焼物を扱ったか否か今は判断できないのである。

武富家の「借入」

武富家の当大福帳には、貸金に対するいっぽうでは借入金がある。天保十一子年から弘化四末年までのあいだに総計二千五百五十七兩二歩である。内には例外的に少額のものも含まれる(預り金などと記される)が、それらを除けば、上は二百五十兩から下は十兩にまで及び、一件平均は五十二兩である。

いま試みにここに登場する人たちと金額を摘記すると次の如くである。

花崎松三郎

合計三七〇兩(十回)

鶴丸清右衛門

一〇〇兩(一回)

(鶴丸清右衛門)

二五〇兩(一回)

深川榮左衛門

深川榮左衛門

合計三〇〇兩(三回)

松尾彦兵衛

三〇兩(一回)

石丸源左衛門

合計一〇五兩(三回)

田中屋忠兵衛

八〇兩(一回)

伊野屋内蔵

一〇〇兩(一回)

松尾熊助

合計五九〇兩(九回)

立石磯吉

合計一〇兩(二回)

京屋治右衛門

合計一七〇兩(二回)

浦郷政右衛門

合計三五五兩(十二回)

花嶋松三郎の場合は二十兩から五十兩までの間(平均三十七兩)、

浦郷政右衛門は十兩から多くても五十兩の間(平均三十兩)である。

花嶋松三郎について知るところは少いが、明治初年の記録(伊万里

歳時記巻之三)に、弘化二年に杭室彦軒・同振売札巻枚の免許を有

しており、さらに明治四年上中町で唐物札一枚の鑑札を有している。

のち『伊万里歳時記』の巻之二および三を編纂した花嶋芳樹はこの

家の出であろう。なお武富家の明治二年の棚揚(No.56)にも金五百

兩の武富家に対する貸しが見られる。浦郷政右衛門(関政)につい

ては既に触れたところであり繰り返すまでもないが、さきの実に類

繁な借りといい、他方ここに見るような貸しといい、なにかよほど

武富家と深密な関係にあった者であろう。

松尾彦兵衛(松彦)はこの大福帳の卯(天保十四)年ころにしき

りに多額の金を武富家から借りている(計二百七十兩)が、武富家

との金融上の関係はそれ以上深まることはなかったようである。

中町京屋治右衛門も明治四年唐物札一枚を免許された商人で、中

町二十六軒の公役米七升七合余のうち巻升五合を負担するほどの存在であった。立石磯吉は今のところ町名は不詳だが、伊万里商人として佐賀藩国産方の統制する焼物灰を扱う「灰心遣」をつとめたことがあつた(前掲拙著七八四頁)。

さて、同じ伊万里町人の石丸源左衛門(下町)は屋号を亀屋・亀源と称し(前掲表2)、陶器商人としても重きをなしていた証拠に、諸国旅商からの送り届ける焼物代金を集中掌握・配分するいわばセクターの役割を果たしていた(前出吉野屋儀兵衛・若松屋庄三郎らの項参照)。明治初年の記録によれば当時下町に三十九軒があつたが、その納める公役米巻斗余のうち彼はひとりで二升を出しているのである。同町松尾熊助にいたつてはこの時二升五合を出している(貞吉面)。伊万里町では当時最多の酒造萬三百石の株を有していた。当然大きな金融力を持っていたのである。

龜九清右衛門ならびに深川栄左衛門については再説の要はない(本研究(一)のNo.59・〔二〕のNo.17参照)。

同様に田中屋忠兵衛、おそらくは伊予松井の商人のひとりと推測される伊野屋内蔵についても、これ以上何も付け加えることはない。要は、前述のように自身陶商として大規模な商売を営みつつ、他方広汎な資本貸付を展開した武富家の金融主的な性格、それは漸次強まりつつあつたのでないかと思われるが、そのような複雑な武富

家の経営を覗きみたのである。本研究(一)の六幕末期の武富家の経営について述べたこと、その史料とした棚搦の記録等、再度慎重な検討の要があるであらう。

佐賀県立九州陶磁文化館

研究紀要 第2号

平成2年3月31日

発行 佐賀県立九州陶磁文化館

〒844 佐賀県西松浦郡有田町

中部田ノ平乙3100-1

TEL (0955) 43-3681

印刷 山口印刷株式会社